

令和 6 年度
世田谷区児童相談所運営状況
(事業概要) 等報告

令和 7 年 7 月
世 田 谷 区

目次

第 1	児童相談所の概況	1
1	世田谷区の基本情報（令和 7 年 4 月 1 日現在）	1
2	児童相談所の所在地等	1
3	設置の目的・理念	1
4	児童相談所等の沿革	2
5	児童相談所の組織及び職員	5
	（1）組織	5
	（2）所内組織	6
	（3）所内の職員配置状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）	7
6	児童相談所で取扱う児童相談・援助	8
	（1）相談の種類	8
	（2）援助の種類	9
	（3）その他	10
	（4）児童相談の流れ	11
	（5）児童虐待に対する児童相談所の対応	11
第 2	運営状況のあらまし	12
1	相談の受理状況等	12
	（1）相談経路別受理状況	12
	（2）相談内容別受理状況	13
	（3）年齢別受理状況	14
2	児童虐待相談の受理状況等	15
	（1）経路別受理状況	15
	（2）虐待種類別受理状況	16
	（3）年齢別受理状況	16
3	児童虐待相談の対応状況等	17
	（1）児童虐待相談の対応状況	17
	（2）子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績	19
4	調査・診断・一時保護状況等	22
	（1）児童福祉司の活動状況	22
	（2）親子支援の取組み	23
	（3）児童心理司の活動状況	23
	（4）保健師の活動状況	28
	（5）医師の活動状況	30
	（6）弁護士活動状況	30
	（7）区の一時的保護の状況	32
	（8）一時保護委託の児童数	33
5	社会的養護の状況	34
	（1）社会的養護のもとで育つ児童数	34
	（2）里親等の状況	35

(3)	里親支援業務の取組み状況.....	36
(4)	養育家庭の登録数及び委託児童数.....	40
(5)	里親の新規受託児童数.....	41
(6)	ファミリーホーム設置数及び委託児童数.....	41
(7)	里親等委託率の現状	42
(8)	養子縁組里親の登録と特別養子縁組※ ¹ の現状	43
(9)	区におけるフォostリング業務の実施体制.....	43
(10)	児童養護施設の状況.....	44
6	進路状況	45
7	児童養護施設退所者等支援の概要	46
(1)	事業概要.....	46
(2)	給付型奨学金事業.....	46
(3)	資格等取得支援.....	46
(4)	家賃支援.....	46
(5)	住宅支援.....	47
(6)	居場所・地域交流支援.....	47
(7)	相談支援.....	47
(8)	令和7年度からの拡充内容.....	48
8	18歳到達児童への支援状況	49
9	子どもの権利擁護	50
(1)	児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み.....	50
(2)	児童相談所の第三者評価の実施.....	53
(3)	一時保護所の第三者評価の実施.....	54
(4)	「せたホッと」を活用した権利擁護.....	55
10	人材育成	56
(1)	人材育成計画.....	56
(2)	研修内容.....	56
(3)	O J T研修.....	57
11	児童相談所と地域の関わり	62
(1)	世田谷区要保護児童支援協議会の取組み.....	62
(2)	各関係機関との連携状況.....	63
12	I C Tを活用した児童虐待対応業務の効率化	66
(1)	タブレット端末の導入.....	66
(2)	取組み内容.....	66
13	世田谷区社会的養育推進計画の中間見直し	67
(1)	中間見直しの背景.....	67
(2)	中間見直しにおける主な変更点.....	67

第3 統計資料 69

1	相談の受理状況	69
(1)	男女別・経路別受理件数.....	69
(2)	年齢別・相談内容別受理件数.....	70
(3)	相談内容別受理件数.....	71

(4) 虐待受理経路別・地域別受理件数.....	72
(5) 虐待受理種類別・地域別受理件数.....	73
2 相談対応状況	74
(1) 相談別対応件数.....	74
(2) 虐待相談の相談種別・経路別対応件数.....	75
(3) 虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応件数.....	75
(4) 被虐待児童年齢・虐待種類別対応件数.....	76

第 1 児童相談所の概況

1 世田谷区の基本情報（令和 7 年 4 月 1 日現在）

面 積 58.05 km²

【地域別世帯数・人口数】

（単位：人）

地域名	世帯数	人口数	児童数※				
			男	女		男	女
世田谷地域	148,184	255,189	120,499	134,690	32,250	16,264	15,986
北沢地域	93,321	155,768	74,877	80,891	17,384	8,940	8,444
玉川地域	117,874	229,146	106,551	122,595	33,467	17,060	16,407
砧地域	80,429	165,369	78,827	86,542	26,399	13,669	12,730
烏山地域	65,961	120,631	57,401	63,230	16,033	8,263	7,770
区内全域	505,769	926,103	438,155	487,948	125,533	64,196	61,337

※児童数とは、0歳から18歳未満の人口のことを指す。

（出典：世田谷区ホームページ「統計情報館」）

2 児童相談所の所在地等

所 在 地 世田谷区松原6丁目41番7号

開設年度 令和2年度（令和2年4月1日）

電 話 03-6379-0697

交 通 小田急線梅ヶ丘駅、豪徳寺駅下車5分、東急世田谷線山下駅下車5分

3 設置の目的・理念

平成28年の児童福祉法の改正では、昭和22年の制定時以来の理念規定が見直され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られ、それらを保障される権利を有することなどが明確にされた。

区民生活に密着した基礎自治体として、区は、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。この目標の達成に向けて、児童が独立した権利の主体であることを尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることを保障する見地から、同法第12条第1項及び第59条の4第1項の規定に基づき、令和2年4月に児童相談所を設置した。

区は、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱としつつ、社会情勢の変化や関係法令の改正内容も踏まえ、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図る。

4 児童相談所等の沿革

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
平成20年6月	平成18年(2006年)の都区合意事項からはじまった「都区のあり方検討委員会」において、児童相談所は、区に移管する方向で検討する事務として整理	
平成21年4月1日		【改正児童福祉法施行】 ・被措置児童等の虐待相談窓口を設置 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設 ・里親制度の見直し ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
平成24年4月1日		【改正民法等施行】 ・親権停止制度の創設 ・児童相談所長・施設長による監護措置と親権代行について ・未成年後見制度の見直し ・一時保護の見直し
平成25年11月	特別区児童相談所移管モデルの作成	
平成27年3月	「世田谷区子ども計画(第2期)」策定	
平成28年3月8日	世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例制定	
平成28年4月25日		児童相談所強化プラン(厚生労働省児童虐待防止対策推進本部)
平成28年6月3日		【改正児童福祉法施行】 ・児童福祉の原理の明確化 ・家庭養育の推進 ・国や地方公共団体の責任の明確化 等 【改正児童虐待防止法施行】 ・しつけを目的とした児童虐待の防止 【改正母子保健法施行】 ・母子保健施策を通じた虐待予防 等
平成28年10月1日		【改正児童福祉法施行】 ・弁護士配置 ・児童心理司等、主任児童福祉司の配置 ・施設長等による親子再統合のための支援 【改正児童虐待防止法施行】 ・臨検・捜索手続きの簡素化 ・児童虐待にかかる資料等の提供主体の拡大 ・施設入所等措置解除時の助言実施・安全確認等
平成29年3月	「世田谷区児童相談所設置計画」策定	
平成29年4月1日		【改正児童福祉法施行】 (※は改正児童虐待防止法にも規定あり) ・市町村における支援拠点整備 ・児童福祉司等の研修義務化 ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることについて明記) ・児童相談所における里親支援の追加等里親委託の推進 ・18歳以上の者に対する支援継続(※) ・児童相談所から市町村への事案送致(※) 等

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
		【改正母子保健法施行】 ・子育て世代包括支援センターの法定化
平成30年4月1日		【改正児童福祉法施行】 ・親権者等の意に反する一時保護が2か月超えるごとの家庭裁判所承認 ・28条審判確定前の保護者指導勧告 【改正児童虐待防止法施行】 ・接近禁止命令の対象拡大 【民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行】
平成30年5月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画（第一次更新計画）」策定	
平成30年7月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画（第二次更新計画）」策定	
平成30年7月20日		児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議） ・転居した場合の児童相談所間の情報共有の徹底 ・児童相談所と警察の情報共有の強化 等
平成30年12月18日		児童虐待防止対策体制総合強化プラン（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議） ・児童相談所の人口当たり配置標準の見直し ・里親養育支援児童福祉司の配置 等
平成31年2月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画（第三次更新計画）」策定	
平成31年3月19日		児童虐待防止対策の抜本的強化について（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議） ・介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備 ・常時弁護士による指導または助言のもとで対応するための体制整備 ・医師・保健師の配置の義務化 等
令和元年7月	国が示した新たな児童虐待防止対策等を踏まえた「世田谷区児童相談所設置・運営計画（最終更新計画）」策定	
令和元年8月22日	世田谷区を「児童相談所を設置する市（区）」に指定する政令の閣議決定	
令和元年10月1日	世田谷区児童相談所設置条例制定（令和2年4月1日施行）	
令和2年3月	「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」策定	
令和2年4月1日	特別区初となる世田谷区児童相談所及び一時保護所の開設	【改正児童福祉法等施行】 ・体罰の禁止 ・児童相談所の体制強化 【改正民法等施行】 ・特別養子縁組の対象年齢の拡大、手続きの見直し
令和2年9月	「世田谷区社会的養育推進計画（素案）」策定、パブリックコメントの実施	
令和3年3月	「世田谷区社会的養育推進計画」策定	
令和3年12月	「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」策定	

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
令和4年4月1日		【改正民法等施行】 ・成年年齢の引下げ（20歳から18歳へ）
令和4年12月16日		【改正民法等施行】 ・懲戒権規定の削除
令和5年3月	「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」策定	
令和5年4月1日	改正世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例施行 ・条例名を「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例」から「世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例」に改正 ・給付型奨学金の拡充のほか資格等取得支援、家賃支援の新規実施 里親支援業務（フォスタリング業務）の包括的業務委託開始 ・里親制度の普及啓発から里親養育支援までの一連の業務をフォスタリング機関へ包括的に委託	こども家庭庁設置 ・こども施策の立案、実施を担う行政機関として設置 【こども基本法施行】 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ・支援の総合的・一体的提供の体制整備 ・関係者相互の連携確保 ・児童の権利に関する条約の周知 ・こども大綱による施策の充実及び財政上の措置 等
令和6年4月1日	・こども家庭センターの設置（※） ※現行の各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び健康づくり課の機能をもって、「こども家庭センター」と位置付ける。 ・児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組みの実施 ・措置費支払事務に係る措置費共同経理課の設置	【改正児童福祉法等施行】 ・こども家庭センターの設置 ・こども家庭福祉認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の新設 ・児童の権利擁護に係る環境整備の規定 等
令和6年9月	・「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）（素案）」策定 ・意見表明等支援事業の実施 ※子どもの意見又は意向を把握するとともに、児童相談所等の関係機関との連絡調整を行う。	
令和7年3月	・「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」策定 ・「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）」策定 ・子ども条例改正（条例名称を「世田谷区子どもの権利条例」に変更）	
令和7年4月1日	・世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行 ・里親支援センター（ともがき）の認可 ・世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例施行 ※対象者及び使途の拡充	
令和7年6月1日		【改正児童福祉法等施行】 ・一時保護時の司法審査の導入

5 児童相談所の組織及び職員

(1) 組織

本庁

(令和7年4月1日現在)

子ども・若者部

児童相談支援課

【主な分掌事務】

- ・一時保護及び措置された子どもの権利擁護に関すること。
- ・障害児入所給付費の支給に関すること。
- ・里親制度の普及促進及び里親支援に関すること。
- ・措置費の支弁に関すること。
- ・児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）の認可等に関すること。
- ・児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金に関すること。
- ・子ども家庭支援センターと児童相談所との連携に関すること。
- ・要保護児童及びその家庭の支援に係る調整に関すること。
- ・社会的養育に係る総合的な計画及び推進、調整に関すること。

副参事（児童相談所・子ども家庭支援連携担当）

※各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長兼務

児童相談所

児童相談課（副所長）

【主な分掌事務】

- ・児童及びその保護者の相談・調査・診断・治療等に関すること。
- ・児童の措置に関すること。
- ・里親に関すること。
- ・児童の一時保護に関すること。
- ・重度知的障害児の認定診断に関すること。
- ・児童虐待に関すること。
- ・児童相談に関する地域活動の援助及び育成に関すること。

一時保護課

【主な分掌事務】

- ・一時保護所の運営に関すること。
- ・一時保護に係る関係機関との連絡調整に関すること。

各総合支所

保健福祉センター

子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター※）
※健康づくり課兼務保健師を含む

【主な分掌事務】

- ・子どもとその家庭に係る総合的な相談に関すること。
- ・児童福祉法の規定に基づく実情の把握、情報提供、調査、指導等に関すること。
- ・要保護児童支援地域協議会に関すること。
- ※国の定める「子ども家庭総合支援拠点」の役割を担う。

健康づくり課

【主な分掌事務】

- ・妊娠中や産後の支援に関すること。
- ・乳幼児健診、区民健診等に関すること。
- ・育児相談、健康相談に関すること。

※国の定める「子育て世代包括支援センター」の役割を担う。

※令和6年4月より、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び健康づくり課の機能をもって、「こども家庭センター」と位置付ける。

(2) 所内組織

(令和7年4月1日現在)



(3) 所内の職員配置状況（令和7年4月1日現在）

児童相談所 正規・非常勤職員	配置数	参考（内訳）		
		常勤	非常勤	委託
所長	1	1	0	0
児童相談課長（副所長）	1	1	0	0
児童福祉司	44	44	0	0
児童心理司	27	27	0	0
保健師	3	3	0	0
事務	12	9	3	0
児童虐待等対応支援員	4	0	4	0
児童相談支援専門員（福祉）	1	0	1	0
児童相談支援専門員（心理）	2	0	2	0
児童相談所里親対応専門員	1	0	1	0
虐待等対応強化専門員（警察官OB）	2	0	2	0
合計	98	85	13	0

一時保護所 正規・非常勤職員	配置数	参考（内訳）		
		常勤	非常勤	委託
一時保護課長	1	1	0	0
児童指導員・保育士	41	35	6	0
心理	1	1	0	0
夜間児童指導員	18	0	18	0
看護師	2	1	1	0
調理	8	4	4	0
学習指導専門員	1	0	1	0
学習指導員	3	0	3	0
栄養管理嘱託員	1	0	1	0
児童相談支援専門員（福祉）	1	0	1	0
合計	77	42	35	0

児童相談所・一時保護所	配置数	参考（内訳）		
		常勤	非常勤	委託
合計	175	127	48	0

※他自治体からの派遣職員を含む。

医師等の配置	配置数	参考（内訳）		
		常勤	非常勤	委託
医師	3	0	1	2
愛の手帳判定医	8	0	8	0
弁護士	2	0	0	2
合計	13	0	9	4

6 児童相談所で取扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相談種別	具体的内容
養護相談	児童虐待、養育困難に関する相談
非行相談	非行行為、ぐ犯行為、触法行為に関する相談
育成相談	しつけ、子育て、性格行動、家庭内暴力、不登校、ひきこもり、適性相談 など
障害相談	障害児に関する相談、視聴覚障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害、ことばの遅れ、発達障害 など
保健相談	精神保健・精神衛生、思春期、性に関すること、依存等による生活の乱れ など
その他相談	親子・家族間の関係、自立（自立援助ホームの利用）、その他

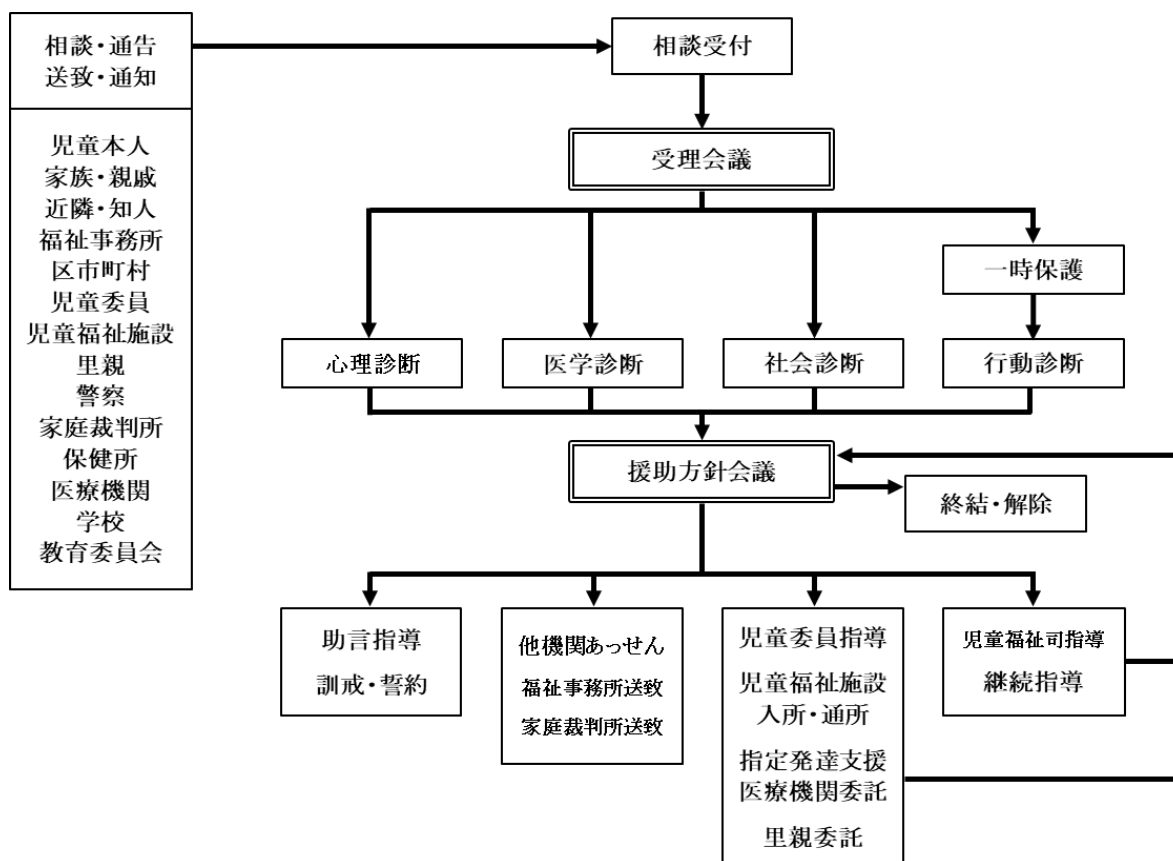
(2) 援助の種類

援助の内容			内容
在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あつせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意見または意向を確認のうえ、速やかに当該機関にあつせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整または経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司または社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
	訓戒、誓約措置		子どもまたは保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。
児童福祉施設入所措置			家庭での児童の養育が困難な場合に乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
指定発達支援医療機関委託			肢体不自由のある児童または重症心身障害児について、指定発達支援医療機関に対し、入院や医療型障害児入所施設と同様な治療等を行うことを委託する。
里親委託			東京都及び児童相談所設置区が登録した里親に養育を委託し、家庭での養育に欠ける子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。
小規模住居型児童養育事業委託			家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者に養育を委託する。
児童自立生活援助の実施			義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない20歳未満の者及び大学等に就学中であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象として、就職先の開拓や、仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより社会的自立の促進を図る。
福祉事務所送致等			児童や保護者を知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所等への入所措置が必要な場合、及び15歳以上の児童を知的障害者援護施設等に入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。
家庭裁判所送致			触法少年及びぐ犯少年について、子どもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付すことがその子どもの福祉を図るうえで適当であると認められる場合等に行う。
家庭裁判所に対する家事審判の申立て			児童虐待等の場合で、親の同意を得られない場合の施設入所の承認や、親権停止並びに喪失宣言の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。

(3) その他

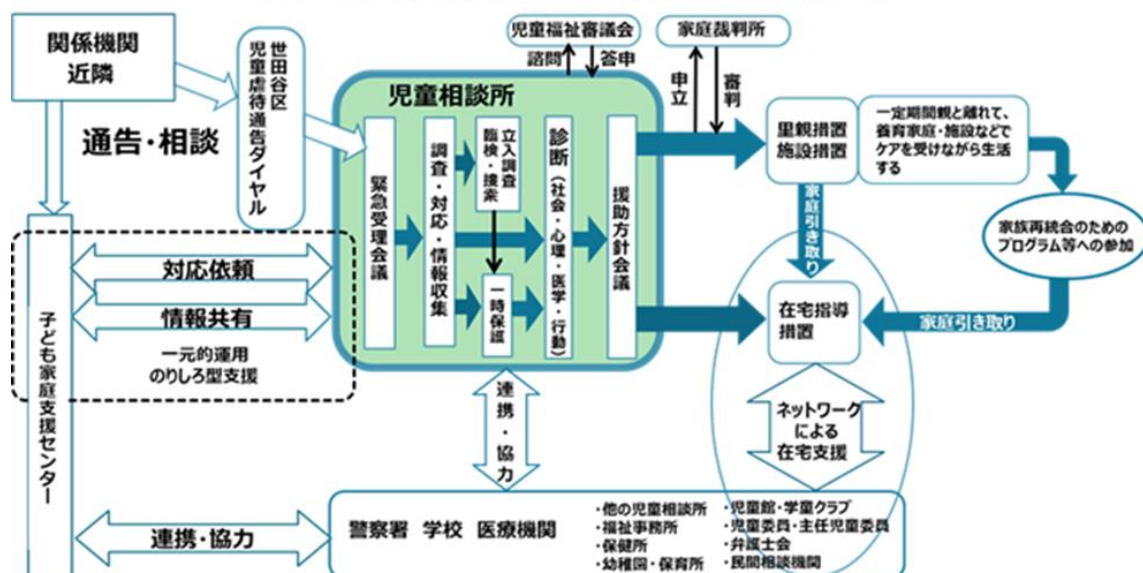
立入調査	児童を児童養護施設へ入所させる場合や、里親へ養育委託するにあたって、必要があると認めるときは、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができる。 なお、正当な理由なく立入調査を拒んだ場合、罰金規定がある。
一時保護・一時保護委託	児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であって、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、または適当な者に委託して、一時保護を行わせることができる。
面会・通信の制限	施設等入所中や一時保護中の児童に対し、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、保護者の面会や通信について制限することができる。
接近禁止命令	上記の面会・通信の制限がある場合において、特に必要があると認めるときは、保護者に対し、児童の身邊でのつきまとい、または徘徊してはならないことを命ずることができる。 なお、この規定に違反した場合、罰金規定がある。
同居児童の届出	四親等内の児童以外の児童を、自己の家庭に一定期間同居させる意思をもって同居させた者等は、その旨区長に届け出なければならない。
所長の親権代行	児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者または未成年後見人のない者に対し、親権を行う者または未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求	児童虐待が行われているおそれがあるとき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。
再出頭要求	保護者が上記出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあるとき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。
臨検・搜索	保護者が正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全確認を行い、またはその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等を管轄する地方裁判所、家庭裁判所または簡易裁判所の許可状により、児童の住所等に臨検させ、または児童を搜索させることができる。

(4) 児童相談の流れ



(5) 児童虐待に対する児童相談所の対応

児童相談の流れ（虐待通告の場合）



第2 運営状況のあらまし

1 相談の受理状況等

(1) 相談経路別受理状況

令和6年度の児童相談所における相談件数は2,583件であり、令和5年度から158件増加した。相談経路としては、警察等からの相談が最も多く(1,078件)、次いで家族・親戚(518件)、近隣・知人(428件)と続いている。警察等や近隣・知人からの相談は増加している一方で、家族・親戚は減少している。《統計資料69ページ》

(単位：件)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減
都道府県・指定都市・中核市・特別区	児童相談所	92	102	122	113	135	22
	福祉事務所	0	1	2	4	2	△ 2
	保健センター	0	0	0	0	0	0
	子ども家庭支援センター	78	42	69	53	58	5
	その他	24	18	23	28	31	3
市町村	福祉事務所	0	0	0	0	0	0
	児童委員	0	0	0	0	0	0
	保健センター	0	0	0	0	0	0
	その他	3	0	0	1	0	△ 1
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	4	11	19	22	13	△ 9
	児童福祉施設	0	5	1	1	5	4
	指定発達支援医療機関	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0	0	0	0
認定こども園		0	3	0	0	0	0
警察等		603	712	855	996	1,078	82
家庭裁判所		12	17	12	5	5	0
保健所及び医療機関	保健所	3	4	2	0	0	0
	医療機関	27	29	25	29	38	9
学校等	幼稚園	1	2	0	5	3	△ 2
	学校	87	90	102	106	105	△ 1
	教育委員会等	0	0	1	0	0	0
里親		0	0	0	0	0	0
児童委員（通告仲介）		1	9	0	4	1	△ 3
家族・親戚		453	468	517	542	518	△ 24
近隣・知人		543	565	444	376	428	52
児童本人		27	24	23	19	23	4
その他		174	131	139	121	140	19
再掲	措置変更	0	0	0	0	0	0
	期間延長	0	0	0	0	0	0
	巡回相談	0	0	0	0	0	0
	電話相談	15	20	36	31	47	16
合計		2,132	2,233	2,356	2,425	2,583	158

(2) 相談内容別受理状況

令和6年度の児童相談所における相談件数2,583件のうち、被虐待相談（養護相談）が最も多く（1,696件）、次いで障害相談（297件）、養護相談（虐待以外）（289件）と続いている。令和5年度と比較して、非行相談が増加している一方で、育成相談が減少している。《統計資料70ページ》

（単位：件）

			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減
養護相談	被虐待相談		1,553	1,581	1,738	1,629	1,696	67
	その他の相談		93	124	156	210	289	79
保健相談			0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	入所希望	9	3	6	3	2	△ 1
		在宅指導	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	視力	0	0	0	0	0	0
		聴力	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害相談		0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	入所希望	3	3	4	7	6	△ 1
		在宅指導	0	0	3	4	0	△ 4
	知的障害相談	入所希望	8	4	2	4	7	3
		在宅指導	214	255	268	284	282	△ 2
	発達障害相談		0	0	0	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等相談		49	30	29	20	12	△ 8
	触法行為等相談		21	31	43	32	71	39
育成相談	不登校相談		2	9	1	7	3	△ 4
	性格行動相談		64	50	56	52	15	△ 37
	育児・しつけ相談		1	0	1	2	0	△ 2
	適正相談	計	1	0	0	1	0	△ 1
		学業不振	0	0	0	0	0	0
		進路	0	0	0	1	0	△ 1
その他		1	0	0	0	0	0	
ことばの遅れ相談	知的遅れ		0	0	0	0	0	0
	養育態度等		0	0	0	0	0	0
その他の相談	措置変更期間延長		0	0	0	0	0	0
	その他		114	143	49	170	200	30
いじめ相談（再掲）			0	0	0	0	0	0
児童買春等被害相談（再掲）			0	0	0	0	0	0
合計			2,132	2,233	2,356	2,425	2,583	158

(3) 年齢別受理状況

令和6年度の児童相談所における相談件数2,583件のうち、0～5歳（未就学年齢）は694件、6～11歳（小学生年齢）は1,042件、12～14歳（中学生年齢）は526件、15～17歳（高校生年齢）は297件となっており、令和5年度と比較すると、小学生年齢、中学生年齢及び高校生年齢の件数が増加している。対児童人口比では、令和5年度と同様に高校生年齢の割合が低くなっている。《統計資料70ページ》

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減	対児童人口比
0～5歳	653	719	767	764	694	△ 70	1.91%
6～11歳	762	819	863	886	1,042	156	2.35%
12～14歳	395	437	441	497	526	29	2.33%
15～17歳	231	215	261	257	297	40	1.33%
18歳以上	5	4	0	6	2	△ 4	
不明	86	39	24	15	22	7	
合計	2,132	2,233	2,356	2,425	2,583	158	2.04%

2 児童虐待相談の受理状況等

(1) 経路別受理状況

令和6年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,696件のうち、警察等からの通告が最も多く(791件)、次いで近隣・知人(264件)、家族・親戚(164件)と続いている。警察等は令和5年度まで増加傾向にあったが、令和6年度は横ばいとなっている。《統計資料72ページ》

(単位：件)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減
都道府県・指定都市・中核市・特別区	児童相談所	75	76	89	79	108	29
	福祉事務所	0	0	1	1	0	△1
	保健センター	0	0	0	0	0	0
	子ども家庭支援センター	55	32	60	40	45	5
	その他	20	17	22	27	27	0
市町村	福祉事務所	0	0	0	0	0	0
	児童委員	0	0	0	0	0	0
	保健センター	0	0	0	0	0	0
	その他	2	0	0	0	0	0
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	4	10	19	19	13	△6
	児童福祉施設	0	5	0	1	4	3
	指定発達支援医療機関	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0	0	0	0
認定こども園		0	3	0	0	0	0
警察等		493	572	695	796	791	△5
家庭裁判所		0	0	0	0	0	0
保健所及び医療機関	保健所	0	0	0	0	0	0
	医療機関	23	26	24	19	29	10
学校等	幼稚園	1	2	0	4	3	△1
	学校	81	85	98	100	102	2
	教育委員会等	0	0	1	0	0	0
里親		0	0	0	0	0	0
児童委員(通告仲介)		0	9	0	2	1	△1
家族・親戚		147	133	159	168	164	△4
近隣・知人		467	478	418	246	264	18
児童本人		23	21	21	13	20	7
その他		162	112	131	114	125	11
再掲	措置変更	0	0	0	0	0	0
	期間延長	0	0	0	0	0	0
	巡回相談	0	0	0	0	0	0
	電話相談	15	16	32	29	40	11
合計		1,553	1,581	1,738	1,629	1,696	67

【参考：全国・東京都・世田谷区の児童虐待相談の経路割合】

区における児童虐待相談の経路割合は、全国や東京都と比較すると警察等の割合が少なく、近隣・知人の割合が多くなっている。

		警察等	近隣・知人	家族・親戚
全国	225,509	116,649 (51.7%)	22,112 (9.8%)	19,196 (8.5%)
東京都	19,488	11,061 (56.8%)	2,144 (11.0%)	1,417 (7.3%)
世田谷区	1,648	825 (50.1%)	274 (16.6%)	172 (10.4%)

※令和5年度児童虐待対応件数

(2) 虐待種類別受理状況

令和6年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,696件のうち、虐待種類別では心理的虐待が最も多く(1,163件(68.6%))、次いで身体的虐待(350件(20.6%))、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(175件(10.3%))、性的虐待(8件(0.5%))と続いている。令和5年度と比較して、児童虐待受理件数の増加に伴い、性的虐待件数以外の虐待件数が増加している。《統計資料73ページ》
(単位:件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減
身体的虐待	320	268	309	329	350	21
性的虐待	10	5	3	14	8	△6
心理的虐待	1,059	1,172	1,249	1,138	1,163	25
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	164	136	177	148	175	27
合計	1,553	1,581	1,738	1,629	1,696	67

(3) 年齢別受理状況

令和6年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,696件のうち、0～5歳(未就学年齢)は493件、6～11歳(小学生年齢)は749件、12～14歳(中学生年齢)は281件、15～17歳(高校生年齢)は171件となっており、未就学年齢は、令和4年度から減少傾向となっている。また、対児童人口比では、令和5年度と同様に高校生年齢の割合が少なくなっている。《統計資料70ページ》
(単位:件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減	対児童人口比
0～5歳	489	543	603	548	493	△55	1.36%
6～11歳	574	626	674	613	749	136	1.69%
12～14歳	268	254	263	310	281	△29	1.24%
15～17歳	140	117	174	144	171	27	0.76%
18歳以上	0	2	0	0	1	1	
不明	82	39	24	14	1	△13	
合計	1,553	1,581	1,738	1,629	1,696	67	1.35%

3 児童虐待相談の対応状況等

(1) 児童虐待相談の対応状況

令和6年度の児童相談所における虐待相談対応件数は、1,736件となっている。
《統計資料74ページ》

また、令和6年度の子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は1,811件となっている。

(単位：件)

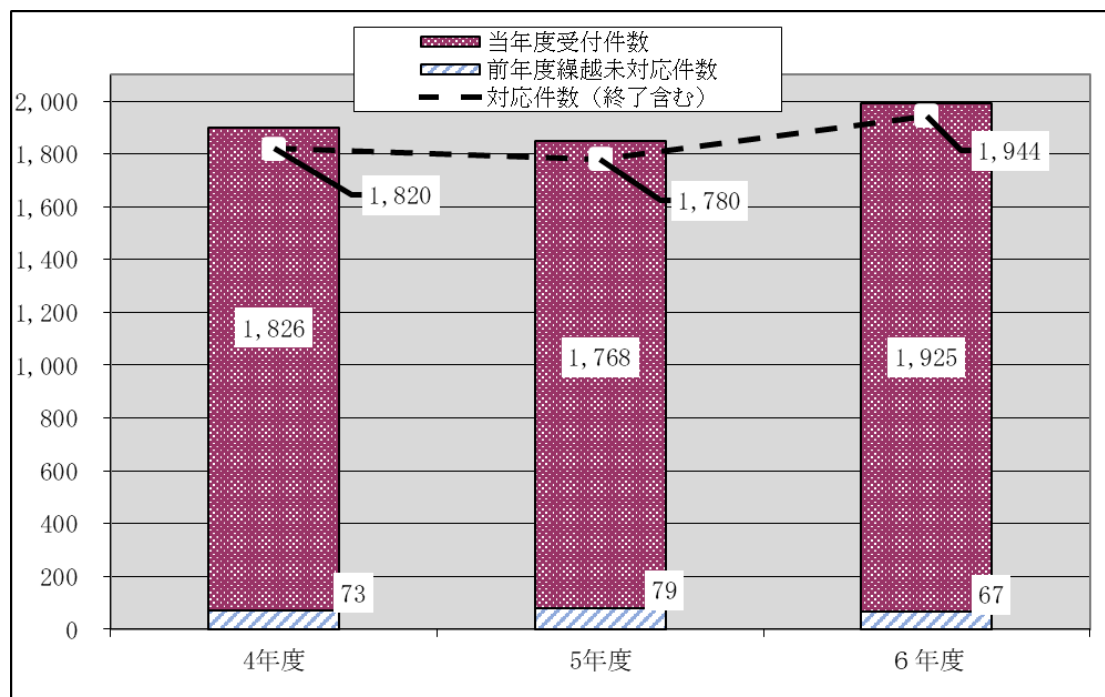
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減
児童相談所	1,431	1,579	1,650	1,648	1,736	88
子ども家庭支援センター	1,177	1,415	1,568	1,617	1,811	194
合計	2,608	2,994	3,218	3,265	3,547	282

※不受理となったもの、調査の結果非該当となったものは除く。

【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談件数の推移】

子ども家庭支援センターの被虐待児童相談対応状況について、区児童相談所の開設以降、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用におけるリスクアセスメントの共有等を通じて、児童虐待通告の区分けのうち子ども家庭支援センターへ区分けした件数の増加に伴い、新規受理件数が増加傾向にある。

(単位：件)



※虐待非該当となったものを含む。

【参考：児童相談所における虐待相談件数の継続状況の推移】

児童相談所における虐待相談件数（虐待非該当となったものを含む）は、受理件数の増加に伴い、対応終了件数及び次年度への繰越件数も増加傾向となっている。

（単位：件）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
前年度からの繰越件数	260	470	471	567	595
当該年度受理件数	1,652	1,698	1,771	1,784	1,882
非該当件数	99	117	33	155	186
対応終了件数	1,442	1,697	1,675	1,756	1,845
次年度への繰越件数	470	471	567	595	632
対応中件数	213	225	233	238	270
継続指導	53	61	88	88	104
児童福祉司指導	86	85	67	68	75
措置入所等	74	79	78	82	91
未対応件数	257	246	334	357	362

令和6年度末時点の児童福祉司(SV、育成担当などを除く)一人当たりの虐待相談担当件数 28.7件

【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談件数の継続状況の推移】

子ども家庭支援センターにおける虐待相談継続件数（虐待非該当となったものを含む）は、区児童相談所の開設を契機として緩やかに減少していたが、区分け件数の増加に伴い、令和4年度以降は継続件数及び繰越件数が増加傾向となっている。

（単位：件）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
次年度への繰越件数	661	644	807	857	951
継続件数	599	571	728	790	903
身体的虐待	164	161	213	226	280
性的虐待	1	2	1	4	1
心理的虐待	286	300	387	424	459
ネグレクト	148	108	127	136	163
未対応件数	62	73	79	67	48
身体的虐待	14	12	17	15	15
性的虐待	1	0	0	1	26
心理的虐待	28	59	49	39	0
ネグレクト	19	2	13	12	7

【参考：児童相談所における虐待通告件数※の状況】

令和6年度に児童相談所に寄せられた虐待通告件数は、1,975件となっている。

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減
虐待通告件数	1,856	1,825	1,878	1,850	1,975	125
児童相談所 虐待対応ダイヤル 「189」	371	333	305	249	319	70
区児童虐待 通告ダイヤル 「0120-52-8343」	482	403	339	279	257	△ 22
警察署からの 口頭通告等	497	581	697	800	793	△ 7
その他	506	508	537	522	606	84

※児童相談所に寄せられた児童虐待相談の全件であり、相談として受理しなかったものや、虐待非該当となったものも含んでいる（国が統計において用いている通告件数とは異なる。）。

（２）子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績

①概要

区が児童相談所を設置したことを契機に、地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」を実施している。本運用では、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進することで、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応が徹底され、子どもの安全と生命を確実に守る予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいる。

これらを実現するにあたり、基本的な対応に関する運用の仕組みを下記のとおり構築し、適切に実施している。

【主な取り組み】

ア チームとして顔の見える職員体制の構築

子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、ひとつのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っている。

イ 一貫した初動対応の実施（児童虐待通告窓口の一本化）

世田谷区児童虐待通告ダイヤル（0120-52-8343）、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としている。

これにより、児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施している。一方、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行っている。

ウ リスクアセスメントの共有（共通アセスメントシートの作成）

子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っている。

エ 合同会議、合同研修の実施

世田谷区要保護児童支援地域協議会進行管理部会と同時開催で月 1 回程度「合同会議」を開催し、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討等を行っている。

また、子ども家庭支援センターや児童相談所に配属された職員を対象とし、虐待対応の資質向上に向けた研修体系等を一本化し、理念の共有及び支援の質の底上げを図っている。

オ 交換派遣研修の実施

児童相談所と子ども家庭支援センター間において、担当地域ごとに職員の交換派遣を行い、職員の専門性の更なる向上と相互理解の増進を図り、より円滑な連携のもと「一元的な運用」による協働体制を推進している。

【令和 6 年度実績】

参加人数 10 名（児童相談所、子ども家庭支援センター 各 5 名）

派遣日数 1 名あたり 2 日間

②児童相談所と子ども家庭支援センターの区分け件数

令和6年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,882件（虐待非該当となったものを含む）のうち、児童相談所に区分けしたものが736件（39.1%）、子ども家庭支援センターに区分けしたものが1,146件（60.9%）となっている。令和3年度以降、子ども家庭支援センターへ区分けした割合が増加している（令和3年度54.3%→令和6年度60.9%）。

（単位：件）

	6年度合計		世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン
児童虐待 受理件数	736	1,146	203	284	76	175	223	295	159	255	75	137
	1,882		487		251		518		414		212	

③合同会議

【令和6年度実績】

（単位：回）

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
回数	12	12	12	12	12	60

④合同研修

【令和6年度実績】

（単位：回）

	実施内容	科目数
新任・横転者 研修	・子ども家庭支援センターと児童相談所の連携 ・児童虐待の基礎 ・関係機関との連携 ・社会的養護の概要を知る 等	39
専門研修	・特定妊婦について ・死亡事例から学ぶ ・子どもの自殺対策を考える ・効果的にケースワークを進める面接技法 等	7

4 調査・診断・一時保護状況等

(1) 児童福祉司の活動状況

児童福祉司は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、主に児童虐待や非行など家族の抱える課題の解決に向け、支援が必要な子ども、保護者に対する適切なアセスメントの実施や、保護者との対話を重視したきめ細やかな支援を通して家族再統合を目指し活動している。

子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用により、子ども家庭支援センターとの調整（主に電話）にかかる実績が増えている。また、区がこれまで培ってきた地域との顔の見える関係を活かし、関係機関との調整についても密に行うことができしており、これに関係する活動実績が反映されているものとする。（社会調査指導「その他」に計上。）

【令和6年度実績】

①社会調査指導

（単位：回）

訪問面接	児童	2,309
	保護者	1,307
	その他	2,894
所内面接	児童	1,120
	保護者	1,774
	その他	690
その他	児童	1,310
	保護者	11,565
	その他	29,728
合計		52,697
児童福祉司一人当たりの回数 ^{※2}		1,197.7

②継続的指導等^{※1}を要する児童等に対する指導及び調査

（単位：回）

訪問面接	児童	2,722
	保護者	1,836
	その他	2,245
所内面接	児童	1,506
	保護者	2,305
	その他	548
その他	児童	1,607
	保護者	10,304
	その他	16,787
合計		39,860
児童福祉司一人当たりの回数 ^{※2}		905.9

※1 継続指導や児童福祉司指導、児童福祉施設入所、里親委託等

※2 SV、育成担当などの児童福祉司を含む。

（２）親子支援の取組み

不適切な養育や親子関係の不調等で分離したケースなどに対する親子の再統合に関わる指導・支援が円滑に進められるよう、早期の家庭復帰や再発防止の実現に向け、ケース担当者を親子支援チームがバックアップしながら、家族支援体制の充実を図っている。

①親子支援チームの業務

親子支援チームは、地域の担当とは別に、支援調整担当に配置した専任の児童福祉司、児童心理司で構成され、ケース担当者と協働している。サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ[※]等の手法を取り入れながら、家族の再統合、親子関係の再構築に向けたプログラムの作成や支援方法について検討するなど、家庭復帰の支援を行っている。

※サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ

家族の強みに焦点をあてることで、家族が主体となり、児童相談所と家族が協働して安全プランを考え、家族再統合や親子関係の再構築等を目指すためのソーシャルワーク。

②家族再統合等支援のためのモニタリング

乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、里親（養子縁組は除く）、福祉型・医療型障害児入所施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に措置されている子どもとその家族について、家族の再統合・親子関係の再構築の可能性やその家族への支援の課題や具体的な取組み等を明らかにすることで、家族機能の回復に向けた支援が促進されるよう、ケース担当者にヒアリングを行う。家族再統合が困難な場合は、ヒアリングの場で、乳児院から養育家庭への措置変更を検討するなど、自立支援に向けた取組みについて確認している。

（３）児童心理司の活動状況

児童心理司は、子どもや保護者等の相談に応じ、面接・心理検査・行動観察等を用いて心理診断を行っている。心理診断で得られた知見は児童相談所としての援助方針を決定する際に用いられる。児童心理司は決定された援助方針に従い、必要に応じて子どもや保護者等に心理ケアや助言等を行っている。心理診断と心理ケアは、子どもと保護者が問題に向き合い解決を目指すことのできるよう支援していくものであり、児童心理司業務の中核をなすものである。また、障害相談のうち愛の手帳発行に関わる判定業務は大きな割合を占めている。

①心理診断

心理診断は、援助の方針・内容を決めるために子どもとの面接や行動観察、心理検査に加え、保護者との面接等の結果等を総合して行うものである。効果的な支援を行うためには的確なアセスメントが重要である。

【令和6年度児童心理司関与件数】

ア 相談別関与ケース数

	心理診断・指導	養護相談(被虐待)	保健相談	障害相談	ことばの遅れ	非行	育成	その他
新規児童数	616	274 (216)	0	282	0	47	13	0
延児童数	4,224	3,037 (2,332)	0	601	0	430	156	0
延人員※	7,108	5,084 (4,012)	0	1,165	0	641	218	0
児童心理司一人当たりのケース数(延人員)	355.4							

※延人員 児童及び保護者の延人員

イ 診断指導別回数(単位:回)

		児童心理司一人当たりの回数
診断 ※1	5,107	255.4
指導 ※2	6,593	329.7

※1 知能検査、発達検査、問診、観察等

※2 助言、治療指導、愛の手帳判定等

②心理ケア

心理ケアは、心理診断に基づいて様々な技法を用いた個別カウンセリングによる継続的支援を行い、子どもの心理的課題や親子関係の改善を図ることである。その方法は、原則として子どもや保護者を定期的に児童相談所へ通所させ、継続的な面接等を行うものである。ケースの状況に応じた方法で定期的な心理面接を実施している。施設措置ケースにおいても施設心理士と連携を図り、児童相談所への通所もしくは施設訪問により同様のケアを行っている。加えて効果が期待できると思われるケースには、P C I T (親子相互交流療法)、親子グループ、メンタルフレンドの活用、東京都児童相談センター治療指導事業等も適宜活用した継続的支援を行っている。

ア P C I T (親子相互交流療法)

虐待によるトラウマや落ち着きのなさ等の行動がある幼児期の子どもと、育児に悩む養育者の両者に対し、親子の相互交流を深め、親子関係改善に向けて働きかけるために行っている。

【令和6年度実績】

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数	4	6	7	5	2
在宅指導 ケース	3	5	4	2	1
施設措置 ケース	1	1	1	1	1
里親委託 ケース	0	0	2	2	0

イ 心理通所グループ

適切な親子関係の構築に向けて、概ね小学生年齢の在宅指導ケース及び施設措置ケース、里親委託ケースを対象に養育者には子育てスキルの向上、子どもには感情統制のスキルの獲得を目的に、グループ活動による援助を行っている。

実施年度ごとに、テーマを設定するなどの工夫をした運営を行っている。

(実施例)

- ・集団場면을苦手とする児童を対象とし、グループ活動を通して小集団場面で他者を意識しながら自分自身の言動を調整することや活動を楽しむ体験を目指す。
- ・保護者を対象にピアグループの場を提供し、日々の子育ての苦労や悩みを安全に言語化できる場とする。

令和6年度は、親子グループ年間2クール実施に加え、各クール終了後に保護者フォローを実施し、保護者のスキル定着と満足度の向上を図った。

【令和6年度実績】

親子グループ

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
親子グループ	2	6	3	2	3
在宅指導 ケース	0	3	2	2	2
施設措置 ケース	2	3	0	0	1
里親委託 ケース	0	0	1	0	0
回数等	1クール 全4回	1クール 全4回	1クール 全7回	1クール 全3回	2クール 全8回

<活動の具体例>

前半：親グループはCARE^{※1}プログラム、子グループはセカンドステップ^{※2}を実施。

後半：レクリエーション等を通して、親子活動でそれぞれの学びを実践。

※1 CARE：子どもとよりよい関係を築くための養育スキルを体験的に学ぶプログラム。

※2 セカンドステップ：子どものセルフコントロールと社会的な感情的能力を発達させるためのプログラム。

ウ メンタルフレンドによる支援

不登校や引きこもり等様々な社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな子どもに、お兄さんまたはお姉さんの世代にあたるボランティアをメンタルフレンドとして関わってもらい、子どもとの話や遊び、お菓子作り、工作等を通して子どもの自主性や社会性を高めるための援助を行っている。

【令和6年度実績】

2件（在宅指導ケース） 延べ13回

③愛の手帳判定に関する業務

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、18歳未満の子どもに対して愛の手帳の申請受付と判定業務を行っている。なお、愛の手帳についての医学診断は、非常勤医師が行っている。

※区児童相談所が児童の判定を行い、当該結果について東京都への進達を行っている。

【令和6年度実績】

（単位：件）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減
心理判定数	188	220	239	265	250	△ 15
医学診断数	174	211	224	245	239	△ 6
手帳交付数	171	183	201	231	208	△ 23

④東京都児童相談センター治療指導事業等の活用

区児童相談所は、開設に伴い東京都児童相談センターの持つ事業のうち、東京都全域を対象とする「治療指導事業」及び「家族再統合のための援助事業」について協定書を締結し、援助のひとつとして活用している。

「治療指導事業」は、家庭、学校、児童養護施設等において様々な不適応行動を示す子どもについて、子どもの心身の健全な成長発達を援助する事業である。

「家族再統合のための援助事業」は、被虐待を理由に児童養護施設等に入所中または養育家庭に委託中の子ども及びその保護者等に、家族再統合を図ることに加え、子どもと家族等との関係性の改善、子どもへの虐待の再発防止を目指してグループ心理療法等のプログラムを実施している事業である。

なお、区児童相談所では、上記のような対象者は「親子グループ」による援助を行ったため、当該事業への参加実績はない。

【令和6年度実績】

治療指導事業 1件（在宅指導ケース0件、施設措置ケース1件）

家族再統合のための援助事業 0件

⑤一時保護所心理グループ活動

子どもの衝動的・攻撃的行動をやわらげ、社会への適応力を高めることを目的にプログラム化されたセカンドステップを用い、表情の読み取りと気持ちの表現の練習を通し、適切な人間関係の構築を目指すことを目的に小学生グループを実施した。

【令和6年度実績】

活動内容：セカンドステッププログラムを活用したグループワーク

実施回数：12回（7月～11月までの期間で概ね週1回）

参加児童：延べ33人（実参加児童 12人）

(4) 保健師の活動状況

保健師は、保健、医療、育児に関する専門性を活かし、児童の健康及び心身の発育・発達に関するアセスメントや保健相談及び指導の実施、保護者の医療面や児童虐待に関するリスクアセスメントに基づく必要な保健、医療、育児面の相談支援のほか、医療機関、保健機関（地域母子保健、精神保健等）との連絡・調整、子ども虐待防止対策、地域支援体制充実のための地域関係機関との連携業務などを行っている。

【令和6年度個別援助活動状況】

(単位：延べ人数)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	感染症	精神保健福祉	依存症	児童・思春期	心の健康づくり	一般精神	その他	心身障害	長期療養児	成人疾患	その他の疾患(難病含む)	妊産婦	乳児	幼児	その他(小学生以上)	(再掲)虐待	増減
家庭訪問	480	365	445	528	474	0	294	0	131	118	17	28	6	0	0	1	14	92	58	9	206	△54
面接相談	135	68	78	129	77	0	57	0	29	19	7	2	0	0	0	0	2	7	10	1	38	△52
電話相談	25	13	14	11	7	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	1	1	0	0	△4
その他 文書等の相談	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別に関 わる関係 機関連絡 及び連携	1,284	1,195	1,590	1,667	1,709	0	879	4	538	161	66	110	2	0	0	0	69	400	324	35	1,005	42
保健関係	445	396	560	575	764	0	254	4	53	121	22	54	1	0	0	0	39	238	225	7	346	189
医療関係	504	540	689	666	587	0	428	0	347	19	30	32	0	0	0	0	19	77	45	18	423	△79
福祉関係	290	240	326	366	342	0	183	0	127	20	13	23	0	0	0	0	11	85	54	9	223	△24
その他	45	19	15	60	16	0	14	0	11	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	13	△44

※ その他には「うつ・うつ状態」「摂食障害」「てんかん」が含まれている。

「令和6年度保健師業務年報（東京都保健医療局）」より再編

令和6年度は、派遣保健師を含む3名体制から保健師が2名体制となり、家庭訪問474件、面接77件と令和5年度より減少した。令和4年度以前と比較すると対応件数は増加し、対象種別の傾向は前年同様であった。家庭訪問の対象種別としては、精神保健福祉の児童・思春期が最も多く131件、次いで乳児が92件であった。関係機関連絡（保健・医療・福祉）では1,709件と件数は増加した。「保健関係」が最も多く、地域保健への丁寧な繋ぎや連携が必要なケース（保護者の精神保健や乳幼児）が多いことによる。これは令和6年度より子ども家庭センターに統括支援員が新たに設置され連携がより密になったことが影響していると考えられる。「医療関係」では精神保健福祉の児童・思春期が最も多く、児童の精神不調による精神科受診や入院調整、婦人科受診等の連絡を行った。「福祉関係」は、児童・思春期及び乳児が多く、生活の場である乳児院や一時保護所等での日々の病状の聞き取りや医療情報のフィードバックを行った。

※家庭訪問には、一時保護所や乳児院、同居人届出家庭（児童福祉法第30条）、医療機関、児童養護施設等への訪問も含まれる。

①医療機関との連携

令和2年度より子どもの虐待防止対策、地域支援体制充実のため区内の二次救急医療機関^{※1}と、近隣区・市の医療機関の巡回を実施し、区児童相談所開設の周知と各医療機関の子どもの虐待対応院内組織（CPT^{※2}）の設置状況有無の確認を行い、虐待が疑われる児童を把握した際の院内体制の確認と課題の共有を行ってきた。

令和6年度は、個別ケース対応を通じた連携に加え、研修、学会等から医療機関と顔の見える関係をつくり、連携強化を図っている。また、多摩あおば病院、小児総合医療センターで開催された地域連携会議に出席した。

国立成育医療研究センターにて身体的虐待や性被害等が疑われる児童について系統的全身診察^{※3}を実施した。

【令和6年度系統的全身診察実績】

性被害等3件 身体外傷等3件

※1 二次救急医療機関：入院治療及び専門外来医療を提供する医療機関

※2 CPT：Child Protection Team（医療機関によってCAPSやSCANなど、様々な呼称がある。）

※3 系統的全身診察：性的虐待を受けた児童又は強く疑われる児童の診察で、虐待被害児診察技術研修を受講した医師により行われる。

②セカンドオピニオン

児童虐待が疑われる傷病等のある援助困難ケースについて、医学的知見を得ることにより、児童相談所における虐待の評価や迅速かつ適切な相談援助業務の実施を図るため、東京都児童相談所協力医師制度等を利用しセカンドオピニオン等を実施した。

【令和6年度実績】

6件（頭部外傷2件、外傷1件、親子関係評価3件）

③子ども家庭支援課兼務保健師との連携

令和元年度より子ども家庭支援センターに健康づくり課との兼務保健師を配置し、母子保健との連携の強化を図っている。子ども家庭支援課兼務保健師が出席する「子ども家庭支援課保健師業務連絡会」に、令和2年度より児童相談所保健師も出席し子ども家庭支援課兼務保健師と課題の共有・役割の理解を深めた。

【令和6年度実績】

子ども家庭支援課保健師業務連絡会 全3回中3回参加

④一時保護所看護師との連携

毎月1回の児童相談所の医療職担当者会（医師、一時保護所看護師及び担当係長、児童相談所保健師）において、情報交換や保健・医療面の課題（入所児童の健康診断等）を共有し対応策を検討した。また、医療職としての質を高めるため研修等の共有も行った。

【令和6年度実績】

医療職担当者会 9回実施

（５）医師の活動状況

児童相談所の医学診察は非常勤医師及び業務委託により実施し、一時保護児童の健康診断、子どもや保護者等に対する問診等による医学診断、及び児童相談所職員への医学的助言等を行っている。また、親子関係の評価や精密な精神科学的評価及び心理学的評価等についての必要性が判断された場合は、通院による医学評価業務を行っている。

①児童相談所または一時保護所での勤務体制

３名の医師が月に２０日程度（一日当たり４時間～８時間）、児童相談所または一時保護所において医学的業務を実施している。

②主な業務内容

ア 児童相談所または一時保護所で実施する医学的評価

- ・子どもや保護者等に対する問診等による医学診断、及び児童相談所職員への医学的助言等
- ・援助方針会議、個別カンファレンス等での事案にかかる児童相談所職員等への医学的助言
- ・一時保護所へ入所する子どもの健康診断及び入所している子どもの健康チェック

イ 通院により実施する医学的評価

- ・親子関係の評価や精密な精神科学的評価及び心理学的評価等

【令和６年度実績】

（単位：件）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	増減
医学診断	45	48	56	62	68	6
通院による 医学評価業務	6	8	4	13	15	2

（６）弁護士活動状況

①弁護士相談の勤務体制

２名の弁護士に業務委託をしており、１名につき、原則月に４日（一日当たり４時間）、児童相談所において相談業務を実施している。また、弁護士が児童相談所に出勤していない日の法的助言・指導を求める場合は、電話等を用いている。

②業務内容

- ・児童相談所業務に関して、法的な専門的見地から児童相談所職員への助言、指導に関すること及び対外的な対応に関すること。
- ・措置や一時保護されている子どもへの支援等に関する法的助言。
- ・児童相談所職員の法的対応力向上のための研修の実施。

③相談の実際

相談内容としては、「非親権者への対応」「一時保護中の児童と保護者との面会の持ち方」「医療ネグレクトケースの対応」「家庭裁判所への回答」「審査請求への対応」等、多岐に渡っている。また、月1回程度、援助方針会議に出席し、主には一時保護児童や保護者の養育状況等を把握したうえで、法的対応が必要となるケース等について助言を受けている。困難ケースにおいては、丁寧かつ専門的な対応を継続的に行うことも多く、出勤日以外での電話等による相談・助言が増加している。

児童相談所職員への助言以外では、必要に応じて保護者面接に同席し、法的見地から保護者に対する説明を行っている。

児童福祉法（以下、「法」という。）第28条の、保護者が同意しない措置の申立てや親権喪失または停止の審判、法第33条第14項の、引き続いての一時保護の承認の申立てやこれらに関する審問期日及び口頭弁論出廷、審判にかかる抗告等に対する資料作成等に関する業務については、別途代理人契約し委任している。

【令和6年度実績】

（単位：件）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	増減
弁護士相談	153	184	295	199	279	80
所内相談	143	150	153	150	179	29
電話等による相談	10	34	142	49	100	51
法第28条 ^{※1} 申立	5	6	1	6	3	△3
新規申立	3	3	1	1	3	2
更新申立	2	3	0	5	0	△5
法第33条 ^{※2} 申立	5	2	2	2	4	2
親権喪失・停止・管理権喪失申立	0	0	0	1	0	△1
未成年後見人選任申立	2	0	0	1	0	△1

※1 児童福祉法第28条…保護者が児童を虐待するなど児童の福祉を害する場合において、児童を児童福祉施設に入所させるなどの措置をとる際に保護者が同意しない場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。

※2 児童福祉法第33条第14項…一時保護の期間が2か月を超え、かつ親権者の意思に反して一時保護を継続する場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。

(7) 区の一時保護の状況

令和6年度における区の児童の一時保護は、157人となり、令和5年度と同程度になっている。

【区の子童の一時保護の件数】

(単位：人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	令和 6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 7年 1月	2月	3月	計
新規保護児童数	145	123	155	154	15	10	23	16	11	10	9	12	16	7	14	14	157
保護解除児童数	131	127	145	148	15	10	14	25	17	10	9	11	14	8	10	23	166
月末時点の保護児童数 (前月増減)	25	21	31	37	37 (0)	37 (0)	46 (+9)	37 (-9)	31 (-6)	31 (0)	31 (0)	32 (+1)	34 (+2)	33 (-1)	37 (+4)	28 (-9)	-

【区の子童の一時保護の方法】

(単位：人)

	児童数
新規保護（令和6年度計）	157
うち区の一時保護所での保護	132
その他	25

【区の子童の一時保護の理由】

(単位：人)

	児童数※
被虐待	102
養育困難	43
非行	12
その他	0
合計	157

※令和6年度中に新規保護（保護先の変更は含まない。保護解除後の再保護は含む。）した区の子童の内訳を計上している（保護時点における保護の方法・理由について計上している）。

【参考：区の一時保護所の入所状況※】

(単位：人)

	区の子童	男児	女児	他自治体の児童	男児	女児	合計
幼児	7	3	4	6	5	1	13
小学生	39	26	13	1	0	1	40
中学生	55	32	23	5	4	1	60
高校生以上	31	13	18	12	0	12	43
合計	132	74	58	24	9	15	156

※令和6年度中の保護人数を計上

(8) 一時保護委託の児童数

令和6年度における一時保護委託児童数は25人となっている。

【乳幼児・学齢児別一時保護委託の件数】

(単位：人)

	令和6年度 一時保護委託 児童合計	他自治体 一時保護所※	乳児院	里親 ファミリーホーム	医療機関	その他施設 (児童養護施設等)
乳幼児	9	0	3	1	5	0
小学生	5	0	0	2	1	2
中学生	5	0	0	4	1	0
高校生以上	6	2	0	2	1	1
合計	25	2	3	9	8	3

※東京都と児童相談所を開設した特別区間において協定を締結し、保護児童の定員を超過した場合や居住地と離れて保護する必要がある場合、一時保護所内で感染症が発生した場合等に、必要に応じて自治体間の一時保護所を相互利用できることとしている。

【参考：一時保護委託の延べ回数※】

(単位：延べ回数)

	令和6年度 一時保護委託 回数	他自治体 一時保護所	乳児院	里親 ファミリーホーム	医療機関	その他施設 (児童養護施設等)
乳幼児	13	0	6	1	6	0
小学生	23	2	0	8	6	7
中学生	35	5	0	14	7	9
高校生以上	17	3	0	7	3	4
合計	88	10	6	30	22	20

※令和6年度に一時保護委託を依頼した延べ回数(一時保護先変更分も含む。)

5 社会的養護の状況

社会的養護とは、親の死亡や虐待または児童の心身状況から家庭での養育が困難になったなど、保護者・児童の一方または双方の理由により、家庭による養育ではなく、施設や里親により養育を行うことである。

(1) 社会的養護のもとで育つ児童数

令和7年3月31日現在、施設や里親等へ入所措置・養育委託されている区の児童は135人となっている。

【施設種別ごとの措置状況※内訳（障害児入所施設の契約含む）】

※3月31日現在の児童数は、同日付で退所した児童を含めない。

(単位：人)

		令和6年 3月31日現在	令和6年度 新規入所者数	令和6年度 退所者数	令和7年 3月31日現在	措置延長	
						令和6年度 新規延長数	令和7年 3月31日時点
児童養護施設※ ¹		56	29	13	72	3	1
乳児院※ ²		8	7	8	7	0	0
里親		25	7	7	25	1	0
ファミリーホーム※ ³		1	2	0	3	0	0
児童自立支援施設※ ⁴		7	4	6	5	0	0
児童自立生活 援助事業所※ ⁵	I型	4	4	2	6	2	2
	II型	0	2	0	2	2	2
	III型	0	0	0	0	0	0
障害児 入所施設※ ⁶	契約入所	13	0	5	8	3	0
	措置入所	7	1	2	6	0	0
児童心理治療施設※ ⁷		1	1	1	1	0	0
合計		122	57	44	135	11	5

※1 児童養護施設：保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には、乳児を含む。以下同じ）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

※2 乳児院：おおむね2歳未満で保護者のいない乳幼児及び保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児を養育する施設。

※3 ファミリーホーム：小規模住居型児童養育事業。一定の要件を備えた養育者の住居において、5人または6人の要保護児童を、子ども同士の相互作用を活かしつつ家庭的な環境のもとで養育する事業。

※4 児童自立支援施設：不良行為を行い、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る児童福祉施設。

※5 児童自立生活援助事業所：義務教育を終了した者であって、児童養護施設等を退所した者又はその他の都道府県知事等が必要と認めたものに対し、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する「児童自立生活援助事業」を行う施設。I型＝自立援助ホーム、II型＝児童養護施設等、III型＝里親宅・ファミリーホームで行うもの。

※6 障害児入所施設：心身に障害のある18歳未満の児童を対象とし、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や治療を行う施設。

※7 児童心理治療施設：心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設。

【退所者内訳】

(単位：人)

	相談種類						
	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計
	被虐待	その他					
家庭復帰	11	3	1	1	0	0	16
社会的自立※ ¹	4	1	0	0	0	0	5
その他※ ²	13	5	3	2	0	0	23
合計	28	9	4	3	0	0	44

※¹ 社会的自立：進学、就職など（家庭に戻らず、親族とも生活をともにしないが社会的に自立できた場合）

※² その他：措置変更、移管、縁組成立など

（２）里親等の状況

①里親制度

里親制度は、児童福祉法に基づく制度で、親の離婚や疾病等の事情により家庭で生活できない児童や、親による虐待等により家庭で生活することが望ましくない児童を家庭に代わって公的に養育する社会的養護のひとつである。里親には以下の４種類の里親がある。

種別	内容
養育家庭	養子縁組を目的とせずに、様々な事情で実家庭を離れて暮らす子どもを一定期間養育する里親。
専門養育家庭	専門的なケアを必要とする子どもを一定期間養育する里親。
親族里親	両親が様々な事情で養育できない場合、その子どもの扶養義務者である親族が里親となり、養育すること。
養子縁組里親	養子縁組を目的とする里親。養子縁組が成立するまでの期間、里親として子どもを養育すること。

また、養育家庭等で一定経験のある方が、事業届出のうえ、養育者の住居で５人または６人の子どもを養育するファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）がある。

②区における里親支援に関する業務（フォスタリング業務）の体制

ア フォスタリング業務内容

フォスタリング業務は、里親制度を一層推進するため、里親制度の普及啓発、里親の養育力向上や里親委託を推進するなどの以下の業務を総合的に実施するものである。

- ・里親制度の普及啓発による里親開拓（リクルート）及びアセスメント
- ・里親登録前・登録後及び児童委託後の研修・トレーニング
- ・委託候補児童と里親家庭のマッチング
- ・未委託期間中から委託解除後のフォローまでを含めた里親養育への支援
- ・委託解除児童の自立支援

イ 令和5年度からの包括的なフォスタリング業務

令和3年度に児童福祉審議会で行った「新たなフォスタリング業務委託のあり方」についての検討結果を踏まえ、令和5年度からフォスタリング業務を包括的に委託し、里親支援のさらなる充実を図った。

(包括的業務委託による新たな取組み)

- ・候補里親の選定にフォスタリング機関も関わり、より適切なマッチングの実現に向け、フォスタリング機関が参加するマッチング会議を定期的を開催した。
- ・フォスタリング機関が里親からの一義的な相談窓口となり、土日夜間の相談体制を整えた。

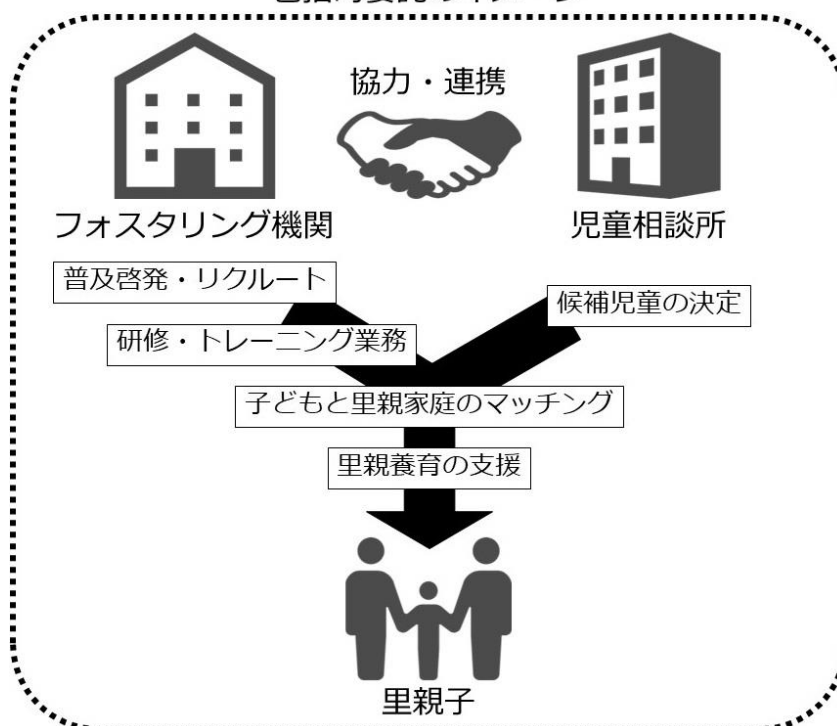
【相談受付時間】土日祝日： 9時00分から17時00分

平日夜間：17時15分から21時00分

委託先：東京育成園（フォスターホームサポートセンターともがき）

<令和5年度からの包括的業務委託の範囲>

包括的委託のイメージ



(3) 里親支援業務の取組み状況

① 「普及啓発・リクルート業務」「研修・トレーニング業務」

事業内容：令和2年度から、フォスタリング業務のうち、「普及啓発・リクルート業務」及び「研修・トレーニング業務」について一元的に外部委託し実施している。

委託先：東京育成園（フォスターホームサポートセンターともがき）

【令和6年度実績】

ア 相談受付

			4年度	5年度	6年度	増減
相談	電話		24件	29件	21件	△ 8
	来所		5件	4件	4件	0
	インターネット		41件	22件	25件	3
登録手続き	インテーク面接		45件	33件	36件	3
	申請受付		21件	8件	6件	△ 2
	実習 同行	実習同行 (認定前研修・専門養育家庭研修)	17件	6件	18件	12
		施設見学（登録更新研修）	4件	3件	2件	△ 1
家庭訪問	新規認定前訪問（同行）		20家庭	10家庭	9家庭	△ 1
	更新訪問（同行）		22家庭	35家庭	34家庭	△ 1
	トレーニング		37家庭	15家庭	18家庭	3
	リクルート（里親登録者の開拓）		6家庭	4家庭	14家庭	10
関係機関訪問	トレーニング		10件	3件	3件	0
	リクルート（普及促進）		－	44件	34件	△ 10

イ 研修・トレーニング業務

			5年度	6年度	増減
研修	認定前研修	座学	6家庭（12人）	9家庭（18人）	3（6）
		実習 1 日目	6家庭（12人）	9家庭（18人）	3（6）
		実習 2 日目	7家庭（12人）	9家庭（18人）	2（6）
	登録後研修（実習なし）		6家庭（12人）	8家庭（16人）	2（4）
	受託後研修（実習なし）		6家庭（12人）	2家庭（4人）	△ 4（△ 8）
	登録更新研修	座学	25家庭（50人）	24家庭（45人）	△ 1（△ 5）
		施設見学	7家庭（11人）	5家庭（10人）	△ 2（△ 1）
	乳児委託研修	座学	6家庭（12人）	6家庭（12人）	0（0）
		演習	6家庭（12人）	6家庭（12人）	0（0）
	専門養育家庭更新時研修		0家庭（0人）	1家庭（1人）	1（1）
	フォローアップ研修		40家庭（70人）	29家庭（49人）	△ 11（△ 21）
	オレンジプログラム※		2家庭（3人）	0家庭（0人）	△ 2（△ 3）
	トレーニング	実施	25家庭（44人）	21家庭（33人）	△ 4（△ 11）

※オレンジプログラム

親子関係を良くし、子育てのストレスを軽減させることを目的とした、子どもへの「言葉かけ」や「行動への対処の仕方」をデモンストレーションやロールプレイなどで体験的に学ぶプログラム。

ウ 普及啓発

○SNSによる情報発信

- ・X、Instagram、フェイスブック、Y o u T u b e 等を利用したSNS媒体での広報
- ・公式LINE アカウント「世田谷の里親相談室 SETA-OYA」による情報発信
- ・Instagram「世田谷の里親相談室 SETA-OYA」によるイベント情報発信

○イベント等による普及啓発

里親に関心がある方を対象とした里親カフェや一般の方も対象としたイベントでのブース設置など、里親制度の普及啓発を目的とした各種取組みを展開している（以下一覧を参照）。

【令和6年度開催イベント等一覧】

イベント等	概要	開催日	場所
里親カフェ	里親に関心のある方を対象として、実際に子どもの養育経験がある里親を招いてお話を聞く座談会を開催。	「短期養育編」 5月22日 「共働き編」 9月21日 「特別編」 10月19日 「中高生養育編」 1月18日	100人の本屋さん（松陰神社前駅） publico（梅ヶ丘） BONUS TRACK（下北沢） halenoki はれのき（千歳船橋）
東名高速道路に架かる橋を利用した普及啓発	東名高速道路に架かる橋に横断幕を掲げ、里親になっていただくための呼びかけ及び広い世代への広報	6月1日 ～ 3月31日	東名高速道路 （第六天橋）
「里親子フレンドリーシティへ。」の地域のイベントでの普及啓発	せたがやふるさと区民まつりの会場にブースを設置。	8月3日 ～ 8月4日	馬事公苑
	松陰神社参道商店街秋まつりの会場に里親のブースを設置。	9月19日	松陰神社前駅周辺
	桜新町ねぶた祭	9月21日	桜新町駅前周辺
	梅まつりの会場にブースを設置。	2月11日 2月23日	羽根木公園
あおぞらマーケット～365日のさとおやこ～	里親家庭を舞台にした映画の上映会（1本）や写真展、里親カフェを開催。	10月15日 ～ 10月19日	BONUS TRACK
世田谷区子どもの虐待防止推進講演会&養育家庭体験発表会	児童虐待、虐待を受けた子どもについて考える機会とするとともに、養育家庭についての理解を促進し新たな担い手づくりに寄与することを目的に、一般区民向けの講演会を開催。 参加者数 115人	12月12日	玉川区民会館せせらぎホール
里親制度説明会	里親に関心のある方がより気軽に参加できるよう、オンライン形式で開催。	4月21日 6月20日 8月9日 10月23日 11月21日 12月20日 2月1日	オンライン

②児童と里親家庭のマッチング支援

			5年度	6年度	増減
マッチング会議開催件数			36件 (68人)	46件 (73人)	10 (5)
マッチング打合せ開催件数			2件 (2人)	6件 (6人)	4 (4)
児童と里親の引合せへの同行件数			4件	2件	△2
交流状況の把握に係る対応件数	里親	面接	12件	8件	△4
		電話対応	8件	34件	26
	関係機関	打合せ	1件	6件	5
		電話対応	32件	74件	42
ケースカンファレンス参加件数			2件	0件	△2
委託最終確認のための訪問件数			0件	1件	1

③里親支援事業

(単位：件)

				4年度	5年度	6年度	増減
里親委託調整事業	家庭訪問及び自立支援 計画案作成	養育家庭	訪問	—	20	26	6
			計画作成	—	10	24	14
		専門養育 家庭	訪問	—	0	0	0
			計画作成	—	0	0	0
	学校・保育所等への訪問			—	22	19	△3
	関係機関への連絡等	打合せ	—	2	4	2	
電話対応		—	66	68	2		
里親等相談支援事業	相談・調整（夜間休日を除く）			—	268	390	122
	夜間休日の相談・調整			—	157	292	135
	関係機関への連絡調整	打合せ	—	51	76	25	
		電話対応	—	65	253	188	
	レスパイト・ケア事業	受付	—	12	11	△1	
		連絡調整	—	110	235	125	
訪問支援等	里親カウンセリング （電話相談含む）			3	3	2	△1
	未委託家庭への定期巡回訪問			0	11	11	0
里親の相互交流 （里親サロン）	養子縁組里親			8	42	36	△6
	養育家庭			4	222	209	△13
	その他（ともがきサロン）			—	24	7	△17
親子の再統合に 向けた相談援助	相談対応件数	里親	面接	—	5	5	0
			電話対応	—	1	17	16
		関係機関	打合せ	—	0	2	2
			電話対応	—	1	1	0
一時保護委託の 支援	引合せへの同行			0	21	20	△1
	相談対応	面接	46		40	△6	
		電話	48		88	40	
里親応援ミーティング				—	3	2	△1
自立支援に 向けた相談援助 （解除後支援）	里親子への情報提供・相談支援			49	105	122	17
	再進学または就労支援			0	0	4	4
	措置解除児童に関する相談援助 （アフターケア）			59	80	239	159
	関係機関への連絡等		打合せ	—	12	16	4
			電話対応	—	21	72	51

④育児家事援助者派遣事業

事業内容：育児家事援助者の派遣による養育援助や家事などの生活援助を行うことにより、里親養育の安定を図る。

委 託 先：N P O 法人 バディチーム

【令和6年度実績】

派遣回数 25回 派遣時間 66時間

⑤その他の里親支援にかかる取組み状況

ア 里親支援専門相談員

福音寮、東京育成園、カリタスの園つぼみの寮にそれぞれ配置されている里親支援専門相談員が、新規委託フォローアップ訪問、定期巡回訪問を実施し、里親子の状況に応じて、養育に関する助言等を行っている。また、乳児院及び児童養護施設に入所している児童が里親委託となる際は、長期外泊前のカンファレンスから参加し、支援にあたっている。

【令和6年度実績】

新規委託フォローアップ訪問 9回 定期巡回訪問 26回

イ 地域と連携した取組み

里親が地域の関係機関とつながり、適切な支援を受けることで、里子の健やかな成長を目指すこと、また、地域の関係機関が里親制度や地域で生活する里親子について理解を深める機会とすることを目的とした里親応援ミーティングを実施している。令和6年度は2回開催した。委託前後のタイミングで里親子と関係機関が顔の見える関係を作り、その後の連携のとりやすさに繋がっている。

また、地域の子育て支援者や、大学などへの制度説明等のほか、おでかけひろばや保育園などでの里親トレーニングの実施、地域子育て支援コーディネーターと里親の交流、緊急保育による受入れなど、様々な形で地域の関係機関等との連携による里親子の支援に取り組んだ。

（４）養育家庭の登録数及び委託児童数

令和7年3月31日現在の区内の養育家庭の登録数は66家庭となっている。

委託児童数は25人となっており、うち区の委託児童数は18人となっている。

	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
養育家庭登録数	64家庭（区の児童13人）	66家庭（区の児童17人）	66家庭（区の児童18人）
うち専門養育家庭登録数	2家庭（区の児童0人）	2家庭（区の児童0人）	2家庭（区の児童0人）

※区外に登録されている養育家庭へ委託されている区の児童数は7人

区外に登録されている専門養育家庭へ委託されている区の児童数は0人

（いずれも令和7年3月31日現在）

(5) 里親の新規受託児童数

令和6年度中に、区内里親が新たに受託した児童数は7人となっており、うち区の委託児童数は6人となっている。

(単位：人)

	4年度	5年度	6年度
養育委託	10 (区の児童7)	11 (区の児童8)	7 (区の児童6)
養育家庭	6 (区の児童6)	10 (区の児童8)	6 (区の児童6)
養子縁組里親	4 (区の児童1)	1 (区の児童0)	1 (区の児童0)
一時保護委託	9 (区の児童9)	33 (区の児童28)	35 (区の児童35)

※令和6年度に区外に登録されている養育家庭へ委託された区の児童数は1人。

(6) ファミリーホーム設置数及び委託児童数

令和7年3月31日現在、区内にはファミリーホームが2ホーム設置されており、養育家庭移行型ファミリーホームが1ホーム、法人型ファミリーホームが1ホームとなっている。

委託児童数は8人で、うち区の委託児童数は2人となっている。

	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
設置数	2ホーム (区の児童1人)	2ホーム (区の児童0人)	2ホーム (区の児童2人)
養育家庭移行型 ファミリーホーム	1ホーム (区の児童0人)	1ホーム (区の児童0人)	1ホーム (区の児童1人)
法人型 ファミリーホーム	1ホーム (区の児童1人)	1ホーム (区の児童0人)	1ホーム (区の児童1人)

(7) 里親等委託率の現状

令和7年3月31日現在、区における里親等委託率は26.2%となっている。
里親やファミリーホームに委託された児童数は令和5年度より増加しているものの、社会的養護のもとで育つ児童の全体数が増加したことにより、里親等委託率は低下している。

(単位：%)

	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
里親等委託率	26.9	29.2	26.2

<里親等委託率の算出方法>

$$\frac{\text{養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【A】}}{\text{児童養護施設入所児童数+乳児院入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【B】}} = \text{里親等委託率}$$

<算出式>

$$\frac{25人+3人}{72人+7人+25人+3人} = \frac{28人【A】}{107人【B】} = 26.2\%$$

養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童（**107人【B】**）の内訳

	児童数 (かっこ内の数字は区内の養育家庭や施設等に委託・措置されている児童の内数)	
児童養護施設	72人	(20人)
乳児院	7人	(0人)
養育家庭等	25人	(18人)
ファミリーホーム	3人	(2人)
合計	107人【B】	(40人)

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数
28人【A】

【参考：全国・東京都における里親等委託率】

(単位：%)

	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
東京都	16.8	17.2	17.5
全国平均	23.5	24.3	25.1

(出典：「東京都社会的養育推進計画」、「厚生労働省里親制度（資料集）」、
こども家庭庁ホームページ「社会的養育の推進に向けて」より抜粋)

(8) 養子縁組里親の登録と特別養子縁組※¹の現状

令和7年3月31日現在、区児童相談所に養子縁組里親として登録された家庭は、41家庭となっている。

(単位：家庭)

	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
養子縁組里親登録数	48	41	41

令和6年度における特別養子縁組の成立数のうち、区児童相談所が関与した区の児童の特別養子縁組の成立数※²は2件となっている。

【令和6年度の特別養子縁組成立数】 (単位：人)

	区の児童	区外の児童
区内の養子縁組里親	0	2
区外の養子縁組里親	0	

※1 特別養子縁組制度の概要

- ・子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。
- ・「特別養子縁組」は、養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件（実親の同意・養親の年齢・養子の年齢・半年間の監護）を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立する。

※2 特別養子縁組の区児童相談所の関与

- ・特別養子縁組を仲介する機関は、行政機関である児童相談所のほか、民間のあっせん機関（医療機関を含む）がある。
- ・区が把握する特別養子縁組の成立件数は、区児童相談所が仲介し、縁組が成立した件数となる。児童相談所は、ネウボラ・チームによる「妊娠期面接」等による特別養子縁組を必要とする事例の把握に努め、東京都と連携した早期の特別養子縁組成立に取り組んでいる。

【参考：東京都による新生児委託推進事業の概要（平成29年7月より実施）】

- ・家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する（子どもの乳児院入所と同時期から里親との交流の開始など）。
- ・都道府県等の許可を受け活動している民間の事業者は、全国に22団体（令和7年4月1日現在）あり、生みの親と暮らせない子どもと育ての親になりたい夫婦をマッチングし、様々なサポートを行っている。

(9) 区におけるフォスタリング業務の実施体制

令和2年4月の世田谷区児童相談所開設と同時に、フォスタリング業務の一部を民間事業者へ委託し、民間事業者ならではの手法による新たな里親の開拓や、里親の養育力向上について、一部の取組みを開始した。令和4年の児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行）により「里親支援センター」が児童福祉施設（第二種社会福祉事業）として位置づけられ、世田谷区においても、「里親支援センター」の設置を認可し、令和7年4月1日より事業を開始できるよう準備を進めた。

(10) 児童養護施設の状況

①児童養護施設の入所児童数

令和7年3月31日現在、区内にある児童養護施設※¹の入所児童数は、本体施設51人、グループホーム※²53人、合計で104人となっている。

※1 区内にある児童養護施設の令和7年3月31日現在の定員数：112人（本体施設2施設、グループホーム13施設）

※2 グループホーム：本体施設から独立した家屋において、要保護児童を少人数で養育する形態。

（単位：人）

	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
入所児童数	93（うち区の児童14）	100（うち区の児童14）	104（うち区の児童20）
本体施設	46（うち区の児童9）	48（うち区の児童12）	51（うち区の児童13）
グループホーム	47（うち区の児童5）	52（うち区の児童2）	53（うち区の児童7）

②児童養護施設の小規模かつ地域分散化の状況

児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化※の推進に取り組んでいる。

※小規模かつ地域分散化：本体施設の養育単位（ユニット）を小さくし、小規模グループケアとするとともに、地域のグループホームを増やしていくこと。

【区内児童養護施設における小規模かつ地域分散化の状況】

		令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 現在
本体施設 (ユニット)	6人以上定員	8ユニット	8ユニット	8ユニット
	4～5人定員	-	-	-
	定員数	52人	49人	48人
グループ ホーム	6人以上定員	6か所	5か所	5か所
	4～5人定員	6か所	8か所	8か所
	定員数	60人	63人	64人
合計定員数		112人	112人	112人

【参考：個別的ケアが必要な児童の入所状況】

区内にある児童養護施設に入所している児童103人（令和7年3月1日時点）のうち、個別的ケアが必要な児童※の人数は74人となっており、その割合は71.8%となっている。

※個別的なケアが必要な児童：反社会的行為、非社会的行為を行う児童や、精神・発達的な問題、情緒的な問題、健康上の問題がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童。

6 進路状況

令和7年3月に中学校を卒業した区の児童の高等学校等進学率は100%となっている。また、令和7年3月における区の児童の大学等進学率は、66.7%となっている。

【中学校卒業児童】※3月中退所児童含む

	令和7年3月 中学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	5人	5人	100.0%	0人	0.0%	5人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
児童自立支援施設	1人	1人	100.0%	0人	0.0%	1人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
里親・ファミリーホーム	5人	5人	100.0%	0人	0.0%	5人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
全体	11人	11人	100.0%	0人	0.0%	11人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%

【高等学校卒業児童】※3月中退所児童含む

	令和7年3月 高等学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	2人	2人	100.0%	0人	0.0%	2人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
児童自立支援施設	0人	0人	-	0人	-	0人	-	0人	-	0人	-
里親・ファミリーホーム	1人	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	100.0%
全体	3人	2人	66.7%	0人	0.0%	2人	66.7%	0人	0.0%	1人	33.3%

7 児童養護施設退所者等支援の概要

(1) 事業概要

児童相談所、区内児童養護施設等と連携しながら、満18歳となり児童養護施設や里親、自立援助ホームを退所する若者等に対して、給付型奨学金事業・相談支援等を実施することにより、最も困難な状況にある若者の社会的自立を支援する。

(2) 給付型奨学金事業

児童養護施設・里親のもとを巣立ち大学等へ進学する若者に、寄附を原資とする奨学金を給付し、学業と生活を両立させながら社会的自立を図ることのできるよう支援する。

【奨学金給付実績】

	3年度	4年度	5年度	6年度
給付者数	8人	15人	23人	32人
給付金額	2,255,776円	6,980,305円	7,856,591円	11,689,836円

【寄附実績】

	3年度	4年度	5年度	6年度
寄附件数	326件	424件	1,013件	975件
寄附金額	31,123,916円	23,200,271円	54,916,700円	69,001,088円

(3) 資格等取得支援

寄附を原資とし、就職に役立つ資格等（普通自動車第一種運転免許、その他）の取得にかかる費用を支給する。

	3年度	4年度	5年度	6年度
給付者数	-	-	4人	7人
給付金額	-	-	591,116円	733,530円

(4) 家賃支援

寄附を原資とし、アパート等で一人暮らしをする場合の居住にかかる費用の一部を支給する。

	3年度	4年度	5年度	6年度
給付者数	-	-	12人	18人
給付金額	-	-	3,890,000円	5,289,600円

(5) 住宅支援

高齢者向け借上げ区営住宅の空室を安価で提供し、児童養護施設等を巣立った若者が地域の中で安定した生活基盤を持てるよう支援する。また、生活サポートとして、児童養護施設職員が月に一度入居者を訪問面談し、学業・就労の状況や共同生活の状況を確認しながら、社会的自立に向けた支援を実施している。

○支援内容

- ・2LDK～3DKの住戸に複数名が入居（1人1室）し、共同で生活する。
- ・大学等進学者は所定の修学年限の最終年度末まで、就職者は最長2年間入居が可能。

【住宅支援利用実績】

	5年度	6年度
利用住戸	4住戸（全5住戸）	5住戸（全5住戸）
利用者数	8人（定員13人）	10人（定員13人）

(6) 居場所・地域交流支援

退所者等が、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちと交流する場、自分の好きなように寛いで過ごすことのできる居場所として、区内2か所で実施している。

【延べ利用人数】

(単位：人)

	3年度	4年度	5年度	6年度
岡'sキッチン	131 (50)	131 (48)	121 (49)	138 (44)
シモキタトナリ	104 (59)	105 (46)	111 (57)	112 (60)

※（ ）内は利用人数のうち退所者数内数

(7) 相談支援

退所者等の個々の状況に応じた継続的できめ細やかなサポートを行うため、居場所を含めた相談支援「せたエール」を実施。

○支援内容

- ・施設等退所後の社会的自立に向けた継続支援計画の作成
- ・就労や進学、家庭、住居等に関する相談支援等
- ・対象者が気軽に集まり、情報交換・情報発信等を行うことができる居場所の実施

○委託先 認定特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

【居場所・相談利用実績】

(単位：人)

	3年度	4年度	5年度	6年度
居場所利用 新規登録者数	－	－	57	48
居場所 利用者数（延）	－	－	441	792
個別相談 利用者数	－	－	15	45

※令和5年度は事業開始以降の令和5年7月から令和6年3月までの実績。

（８）令和7年度からの拡充内容

これまでは18歳以降に児童養護施設等を巣立った若者を対象としてきたが、家庭で生活している子どもの中にも、被虐待経験が起因する生きづらさや心身の不調等を抱えながら、親を頼ることができず困難に直面している人がいるため、置かれた環境や境遇の違いのみで、自身の将来が狭まることがないように、令和7年度より、対象者を拡大するとともに、安定した生活基盤及び学び直しの保障のために、新たに以下の支援を実施する。

同時に、「児童養護施設退所者奨学・自立支援基金条例」を一部改正し、基金に寄せられた寄附のさらなる活用を図る。

①資格等取得支援【拡充】

高等学校卒業程度認定試験に係る費用（上限30万円）を給付する。

②家賃支援【拡充】

賃貸住宅の契約時に保証会社に支払う初回契約料（上限2万円）を給付する。

③医療費支援【新規】

安定した生活及び社会的自立に向け必要な医療機関の受診等にかかる費用（上限3万6千円）を給付する。

8 18歳到達児童への支援状況

児童相談所が対象とする子どもは、原則として18歳未満の者となっている。しかし、以下の場合に限って例外規定※が設けられており、18歳に達しても引き続き支援を行っている。

※18歳以上の成年者の支援にかかる例外規定

- ・里親等に委託されている者の委託の継続及び児童福祉施設等に措置等している者の在所期間の延長
- ・18歳に達するまでに一時保護（一時保護委託を含む）が行われた者の保護期間の延長
- ・18歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合または当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護
- ・義務教育を終了した子どもまたは子ども以外の満20歳に満たない者であって、措置解除者等である者に対する児童自立生活援助の実施
- ・満20歳以上の措置解除者であって、各施設等により、相談その他の援助（アフターケア）等を受けている者のうち、やむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると世田谷区長が認めたもの（※令和6年度より）

【令和6年度実績】

新たに上記例外規定に該当し、支援を継続した児童数 11人

※また、上記のほか、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aについて」（令和4年12月27日子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、満18歳以上の者から、親の宗教等の信仰を背景とする課題に関して相談がなされたときにも18歳以上であることをもって消極的な対応をとらないこととする考えが示された。なお、令和6年度における当該相談は0件であった。

9 子どもの権利擁護

(1) 児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み

①児童福祉法改正（令和6年4月施行）への対応

児童相談所が関わる子どもの権利擁護については、児童相談所等が行政処分（一時保護、施設の入所措置等）を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応がなされるよう、令和4年6月に児童福祉法が改正された。これを受け区では、令和4年8月に児童福祉審議会の下に臨時部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）を設置し法改正への対応についての検討を行った。その後、臨時部会での検討結果を踏まえ、令和5年6月28日開催の児童福祉審議会本委員会において、「世田谷区児童福祉審議会臨時部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）最終報告書」をとりまとめた。

【最終報告を踏まえた区の実施（令和6年4月～）】

○措置部会への諮問事項の拡充

従来の措置部会への諮問事項に加えて、一時保護の決定、解除について、「児童の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例」、一時保護及び措置を決定する際は、「児童相談所の援助方針と児童の意向が一致していたが、その後、児童の意向が当該児童相談所の援助方針と一致しなくなった事例」の2点を追加した。

○子ども本人から措置部会への申立て及び調査員制度の構築

子ども本人が児童相談所の措置内容に不服がある場合における措置部会への申立制度を構築した。子ども本人から措置部会への申立てがあった場合に、円滑かつ公平に調査を行うための仕組みとして、外部の児童相談所経験者や弁護士等を「子どもの権利擁護調査員」として委嘱している。

【令和6年度実績】

子ども本人からの申立て件数 1件

○意見表明等支援事業の実施

子どもの福祉に関し知識又は経験を有する意見表明等支援員（アドボケイト）が、意見聴取等により子どもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所等の関係機関との連絡調整を行う意見表明等支援事業を実施している。（令和6年9月より、まずは一時保護所から開始しており、今後、児童養護施設や里親家庭など段階的な対象の拡充を図る。）

【令和6年度実績（一時保護所での実施状況）】

	訪問回数	対象児童	訪問人数	説明・ ワーク ショップ	面談件数	意見表明 件数
9月	2回	34人	19人	2回	6件	2件
10月	3回	57人	27人	6回	14件	3件
11月	4回	83人	34人	13回	14件	8件
12月	4回	98人	23人	10回	9件	1件
1月	4回	89人	25人	4回	13件	3件
2月	3回	80人	19人	1回	11件	2件
3月	5回	94人	24人	4回	11件	8件
累計	25回	535人	171人	40回	78件	27件

令和6年度は、上記の一時保護所での活動に加え、区内児童養護施設（2施設）及び里親家庭（2家庭）において、児童等を対象としたワークショップを実施した。

②措置された子どもにかかる取組み

ア 児童福祉審議会措置部会

児童福祉審議会は児童相談所開設に伴い、児童福祉法、世田谷区児童福祉審議会条例を根拠に、区の児童福祉に関する調査審議を行う合議制の機関として設置するもの。本審議会において設置された措置部会は、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、児童相談所から諮問を受け審議し、その結果を答申する機関であり、原則として毎月実施することとしている。委員は7名で学識経験者や弁護士、医師など幅広い分野から構成され、専門性を活かした審議を実施している。

【年度別実績】

年度	開催回数	審議件数※1	報告件数※2
4年度	10回	10件	4件
5年度	11回	18件	3件
6年度	12回	13件	1件

※1 審議事項

部会から意見具申や助言を受けるもの（子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例、児童福祉法第28条に基づく施設入所等措置の申立または同措置の更新の申立を行う事例等）

※2 報告事項

過去に部会から意見具申または助言を受けた事案に対する、その後の援助経過の報告など。

イ 被措置児童等虐待対応

児童福祉法第33条の14の規定により、被措置児童等虐待に係る通告、届出がされた場合、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行うこととされており、区としては施設等検査・指導担当所管において実施する。事実

確認の結果等については、児童福祉法第33条の15の規定により児童福祉審議会へ報告するとともに、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定により、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表する。

【令和6年度被措置児童等虐待状況】

被措置児童等虐待通告を4件受理し、児童の状況の把握、通告に係る事実確認等の結果、区として2件について被措置児童等虐待に該当すると判断した。

(単位：件)

受理件数	調査済 件数						非該当
		該当	社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等	
4	4	2	2	0	0	0	2

【被措置児童等虐待該当事例の内容】

通告受理日時※	【1】令和6年7月 【2】令和6年9月
通告者	社会的養護関係施設職員
被措置児童等虐待の類型※	【1】性的虐待 【2】心理的虐待
被措置児童等虐待に対して 区が講じた措置	・事実関係及び被措置児童の心身の安全が確保されているかを確認するため、施設長を含む関係職員、被措置児童（当該児童を含む入所者全員）への聴き取り調査等を実施した。 ・調査結果等を踏まえ、児童福祉審議会措置部会に報告を行ったうえで、両事案を被措置児童等虐待（性的虐待及び心理的虐待）に該当すると判断し、当該施設に対して調査結果を通知するとともに、再発防止に向け、職員間のルールの徹底、子どもが声を上げやすいしくみ、研修体系の見直し等の対応を求めた
施設等の種別	社会的養護関係施設

※【1】の事案を受け施設が実施した他の職員へのヒアリング調査の中で、他の児童に対しての不適切と思われる対応を新たに把握したことから、施設より別途通告があり、区として【1】の関連案件として受理した。（件数の集計上は2件として処理）

③一時保護所内における取組み

ア 一時保護所第三者委員の設置

弁護士等を一時保護所第三者委員として設置している。委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、意見や要望を聞き取り、その内容は適切に児童相談所等へ伝達するとともに、対応経過と結果について確認している。

【活動実績】

活動回数	12回
子どもからの相談件数 (延べ人数)	21件 (延べ14人)

【分類別件数】

(単位：件)

分類	件数
入所者間における人間関係	0
児童相談所への意見・要望	2
健康・体調	3
生活上での意見・要望	5
家族に関すること	5
その他	6

イ その他の取り組み

入所者等からの苦情や要望の適切な解決を図るための体制を構築するとともに、一時保護所へ入所した際の初回面接時に、一時保護所のしおりを使って一人ひとりの子どもの権利が保障されることを一時保護所職員から説明しているほか、子どもが誰にも見られずに、自身の意見を、第三者委員、人権擁護機関へ相談をすることができる意見箱の設置、入所している子どもたちによる会議の開催（毎週）や職員による子どもの意見を聴く会（きくぞう会）の実施（毎月）など、一時保護所内における子どもの権利の保障に努めている。

（２）児童相談所の第三者評価の実施

子どもの権利擁護機関としての児童相談所が「機能しているところ」や「改善すべきところ」を確認し、児童相談所業務の質の向上を図ることを目的とした外部評価は、3年に一度の実施を予定しており、前回は令和4年度に実施した。

【令和4年度外部評価を踏まえた令和6年度の取り組み】

- ・社会的養護の元で暮らす子どもに対する子どもの権利ノートの周知に係る課題に対しては、措置入所等の際に年齢や発達状況に応じて丁寧に説明を行うほか、施設訪問時に定期的に再周知を図った。
- ・児童相談所と子ども家庭支援センター間において、定期的に開催する合同会議や進行管理会議でのケース進行状況の共有に加え、担当地域ごとに双方職員の交換派遣を行い、それぞれの職員の専門性の向上と相互理解をさらに深める取り組みを行った。
- ・社会的擁護の受け皿が十分ではないという課題に対しては、新たなフォスタリング業務委託の実施をとおして、里親登録の更なる増加に向けて取り組んだ。

(3) 一時保護所の第三者評価の実施

一時保護所において、「良いところ」や「改善すべきところ」を確認し、入所児童の権利擁護と運営の質の向上を図ることを目的として、3年に一度、第三者評価を受審している。前回の受審は令和5年度であり、次回の受審は令和8年度のため、中間年となる令和6年度は前回の外部評価に準じた項目について内部評価を実施した。

【評価項目（全61項目）】

構成	評価項目数
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	14
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	15
第Ⅲ部 一時保護所の運営	24
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	5
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き	3
合計	61

【評価ランクの考え方】

評価 ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

【評価結果】

(単位：項目)

	S	A	B	C	計
令和6年度内部評価	11	42	8	0	61
令和5年度外部評価	9	41	11	0	61

【令和6年度内部評価の総評】

意見表明等支援事業の導入等により、子どもの権利擁護に係る職員の意識向上が図られ、より子どもの状況に応じた対応が徹底されたほか、学習指導専門員の配置により、原籍校との連携や進路指導など、教育・学習支援面の取組みの充実が図られたため、S、A評価が増えている。一方で、定員超過や配慮を要する子どもへの対応など、居住環境や職員体制にかかる課題については引き続きあがった。

(4)「せたホッと」を活用した権利擁護

一時保護や措置された子どもが、児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害、入所施設等の処遇不満、改善要望などがあつた場合は、児童相談所や当該施設等において対応することを基本とするほか、せたがやホッと子どもサポート（以下、「せたホッと」という。）へ相談等できるよう、「一時保護所のしおり」や「子どもの権利ノート※」を用いて、「せたホッと」の仕組みや連絡方法を周知した。子どもからの意見が「せたホッと」へ寄せられた際には、「せたホッと」とも連携しながら、その内容に応じて必要な改善を図る等の対応を行っている。

※子どもの権利ノート

措置された子どもに対して、施設や里親のもとで生活する際の権利が分かりやすく記載された「子どもの権利ノート」を児童相談所の児童福祉司が説明しながら配布している。また、この権利ノートには施設外部の相談窓口の連絡先や「せたホッと」宛のはがきを同封することにより、子どもが権利侵害を感じた際に適切に相談できる仕組みとしている。

【令和6年度実績】

1 件（過去に一時保護所に入所していた子どもからの相談）

10 人材育成

(1) 人材育成計画

児童相談所では、継続的に人材育成に取り組むこととし、「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」を作成し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員の経験年数及び職層に応じた目標を掲げている。また、新任・横転者については、所内研修を実施し、児童相談所業務の基礎を学んでいる。実態に応じた知識や技術を習得できるよう、職員のアンケート結果や各S V（係長）の意見、業務内容を踏まえ、年度ごとに研修項目を見直している。

(2) 研修内容

①外部研修等派遣研修

職員が職務遂行に関し、研修課題をもって児童相談業務に関する外部研修、学会等に参加し、その成果を、自己の職務及び職場に反映させることを通じ、職員の資質の向上を図っている。

②外部講師による研修

日頃の業務の中で必要とされる知識、技法について、医学的、心理的等専門的見地から学び、実践に役立てることを目的としている。

③サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ研修

児童虐待対応の際、家族の強みに焦点をあてることで、家族が主体となり、児童相談所と家族が協働して安全なプランを考え、家族再統合や親子関係の再構築等を目指すためのソーシャルワークを学ぶ。実践的、かつ継続的、組織的に取り組んでいくことができるよう、月1回のコア研修と年4回の全体研修を実施している。

④児童相談所と一時保護所職員交換研修

お互いの業務を実際に体験することで、児童福祉司、一時保護所職員が互いの業務や役割を知り、連携を深め、それぞれの業務の実態を理解した上で、共通の方針のもと児童やその家庭への支援の質を向上させていくことを目的として取組みを開始した。

⑤その他

児童相談所として企画・立案している研修のほか、児童相談支援課が企画している「子ども家庭支援センター・児童相談所職員研修」や特別区職員研修所が企画している「児童相談所関連研修」等、より多くの研修に参加し、知識や技術の習得を目指している。

(3) O J T 研修

新任・横転者職員の支援体制として、児童相談所勤務経験のある職員を中心に技術指導を実施し、各S V（係長）が全体の把握や経験者職員も含めた指導を行っているが、その他にO J T担当職員を置いている。区が実施している「新規採用職員のO J T」に加え、児童相談所の業務内容に合わせて、「担当職務」、「コミュニケーション」、「スキルアップ」、「健康や生活習慣」の4項目について、O J T担当職員と新任職員と一緒に目標を設定し、3か月ごとに振り返りを実施している。この体制は、技術指導とは別に、新任職員の不安や負担を軽減する仕組みとしてのメンター的な役割を担っている。1年目のみでなく、3年目まではO J T担当職員が見守り、エンパワメントすることで、新任職員が自分の成長を継続的、客観的に捉え、今度はその職員がO J T担当職員となり新任職員を支える立場になっていくことを目指している。

【令和6年度研修実績一覧】

※SV=スーパーバイザー（係長）

※網掛け部分は、令和6年度に新設した項目

令和6年度世田谷区児童相談所 新任・横転者研修（内部講師）			
	項 目	内 容	講 師
1	世田谷区児童相談所（一時保護所含む）の目指すもの、理念及び現状と課題	児童相談所の歴史、支援と介入、家族とともに作る支援、世田谷区児童相談所の組織や役割の説明	所長
2	区職員として身につけるべき心構え	服務規律、個人情報保護、情報セキュリティ等	副所長
3	児童相談所運営指針	児童相談所運営指針の概要	児童相談支援専門員（福祉）
4	児童相談所業務の法的根拠	児童福祉法、虐待防止法、少年法、児童買春・児童ポルノ禁止法、母子保健法	弁護士
5	子どもの権利擁護	子どもの権利擁護の歴史、子どもの権利条約・関係法令、子どもの権利ノート、施設や一時保護所における権利擁護、第三者評価	児童相談支援専門員（福祉）
6	相談受理から支援の流れ、方針決定	相談受理から支援、終結までの流れ、方針決定のあり方、プレゼンの仕方、ケース進行管理、世田谷区児相のルール、面接、家庭訪問のポイント	児童相談支援専門員（福祉）
7	養護相談（虐待を除く）の流れと実際	児童虐待の一般的知識、児童虐待対応の基本原則、調査・面接のポイント等。養護相談に関する理解、養育困難と虐待の対応の違い、子ども家庭支援センターとの連携、区のサービス	児童相談支援専門員（福祉）

令和6年度世田谷区児童相談所 新任・横転者研修（内部講師）			
	項 目	内 容	講 師
8	非行相談の流れと実際	非行相談の流れ（学校、警察、家庭裁判所との連携）	児童相談支援専門員（福祉）
9	障害相談・育成相談の流れと実際	障害相談に関する法令と制度、障害相談の流れ、不登校、引きこもりの現状と施策、要因と回復への道筋、心理担当・育成担当の役割、区の関係機関	SV(福祉)
10	一時保護ガイドライン	一時保護ガイドラインの概要	一時保護課長
11	一時保護所の業務と他職種連携	世田谷区の一時的保護所についての理解、連携の取り方	児童相談支援専門員（福祉）
12	行動観察と観察会議	行動観察と観察会議の目的、記録の作成について	児童相談支援専門員（福祉）
13	文書事務（通知関係）	措置に関わる通知の種類と作成～決裁～発送～保存までの流れ、審査請求、開示請求	担当職員
14	システム研修	システム操作、統計、作成	担当職員 委託事業者
15	記録の書き方（児童福祉司）	援助方針会議録、情報開示請求を踏まえた記録、社会診断	児童相談支援専門員（福祉）
16	記録の書き方（児童心理司）	心理診断等	SV(心理)
17	心理検査の種類と目的	心理検査の基本的知識	児童相談支援専門員（心理）
18	心理司の役割と他職種連携	児童相談所の心理司の役割や検査、所内（一時保護所を含む）連携について	SV(心理)
19	愛の手帳について	愛の手帳の制度や概要 他の手帳との違い等	児童相談支援専門員（心理）
20	児童相談所の保健師の役割	母子保健、他機関連携等	保健師
21	系統的全身診察	診察の目的と流れ、注意点	保健師
22	里親制度	里親の制度の種類と申請要件について、研修制度、里親委託の流れと事例等	担当職員
23	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの取組み	事例から見るサインズ・オブ・セーフティ・アプローチの流れと世田谷区の取組み	SV(福祉)
24	親子支援チームの役割	親子支援チームの業務の説明、施設ヒアリングについて	担当職員
25	行政機関の行使と司法	制度、手続き、流れ、不服申し立て、子どもの意見表明	弁護士

所内研修（外部講師）				
	項 目	内 容	講 師	対 象
1	児童虐待対応実務研修 （全4回）	児童福祉司の基礎「記録の書き方」、不適切な養育関係の理解、保護者支援プログラム「アセスメントと効果的な導入の方法」、一時保護所における家庭的支援	国立武蔵野学院心理療法士 子どもの虹研修センター研修部長等	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
2	企画研修（全2回）	性的虐待の初期対応	恩賜財団母子愛育会 愛育研究所客員研修員	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
3	子どもの精神疾患（子どもの虐待医学の基礎） （全2回）	子どもの虐待医学の基礎、子どものメンタルのお薬について知ろう～精神薬のお薬の基本と生活の工夫～	小児科医師（一時保護所委託医師）	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
4	心理検査研修	WISC-V の採点方法と解釈について学び、子どものアセスメントに活かす	放送大学客員教授	心理司
5	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ （全16回）	児童相談所業務におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ（親と児童相談所が協働し、子どもを安全に家庭に戻すための手法）の実践について	東海大学健康学部健康マネジメント学科教授	福祉司 心理司
6	PCIT フォローアップ研修 （全2回）	支援技法である PCIT の実施のために必要な技術の習得を目的としたフォローアップ研修	精神科専門医（日本 PCIT 研修センター）	心理司
7	心理面接研修	保護者アセスメント	精神科専門医（日本 PCIT 研修センター）	心理司
8	行動観察	行動観察について考える	元東京都児童相談所職員	一時保護所職員
9	一時保護所職員研修	包括的暴力防止プログラム	包括的暴力防止プログラムトレーナー （世田谷区職員）	一時保護所職員 福祉司 心理司

外部（派遣）研修				
	項 目	内 容	講 師	対 象
1	リフカー研修	人権侵害を受けた児童の第一発見者の面接技法について	チャイルドファーストジャパン	保健師
2	セカンドステップ研修	感情調整に困難を抱える子どもの感情について	NP0 日本子どものための委員会	心理司
3	ペアレントトレーニングリーダー養成研修	子どもへの関わり方等、ニーズのある保護者に対してトレーニングを実施するための技術について	まめの木発達臨床研究所	心理司
4	PCIT イニシャルワークショップ	子どもへの関わり方等、ニーズのある保護者に対してトレーニングやカウンセリングを実施するための技術について	日本 PCIT 研修センター	心理司
5	子どもの PTSD アセスメント研修/TF-CBT インストラクター・トレーニング	子どもの PTSD についてアセスメントの事前準備と実施方法、結果のフィードバックの仕方について	こころのケアとレジリエンス研究所	心理司
6	ペアレントトレーニングファシリテーター養成研修	ペアレントトレーニングの基礎及び実施するうえでの技術の習得について	立正大学カウンセリング研究所	心理司
7	Child First 司法面接	性虐待、身体的虐待、ネグレクト、DV や犯罪被害者の目撃など、人権侵害を受けたことが疑われる子どもから、子どもの負担を最小限にしつつ、誘導せずに、被害事実を聞き取る手法について	チャイルドファーストジャパン	福祉司
8	子どもの家庭養育推進官民協議会研修会	子どもの家庭養育を推進するため、パーマネンシー保障の基本的考え方、実践を通じた実現にむけた取組みの理解について	一般社団法人共生社会推進プラットフォーム	福祉司
9	ピアサポート交流会	人材育成や組織マネジメントについて講演、職員が働きやすい職場風土について	特定非営利活動法人チャイラボ	福祉司
10	児童相談所里親業務担当者研修	子どもや里親と信頼関係を築きながら共に関わる支援について、里親業務担当職員同士の交流	早稲田大学社会養育研究所	福祉司
11	虐待被害児診察技術研修	「性虐待概論」及び「多機関連携チーム概論」・「診察方法概論」及び実技について	チャイルドファーストジャパン	保健師

外部（派遣）研修				
	項 目	内 容	講 師	対 象
12	児童虐待対応 保健職員指導者研修	児童相談所の保健師として母子保健担 当の地域保健師との連携について	子どもの虹 情報研修センター	保健師
13	思春期保健セミナー コースⅠ・Ⅱ・Ⅲ	思春期世代の様々な問題に適切に対応 できる方法について	日本家族計画協会	保健師
14	日本子ども虐待医学会 学術会	シンポジウム、事例検討を通して、頭部 外傷や死亡などの重篤な虐待事例に対 する理解を深め、医療機関との連携に ついて	日本子ども虐待 医学会	保健師
15	日本子どもの虐待防止 学会	児童虐待防止のための、医療・保健・福 祉・教育・司法・行政などの実践家、研 修者が集う研究会	日本子どもの虐待 防止学会	福祉司 心理司 保健師 一時保 護所職 員
16	第7回サイنز・オブ・ セーフティ集会	様々な相談援助の場で、サイنز・オブ・ セーフティ・アプローチがどのよう に活用され、どのような効果が得られ ているのかについての実践報告会	SIGNS+ (サイنز・オブ・ セーフティ・プラス)	福祉司 心理司
17	西日本こども研修セン ター あかし研修	全国の一時保護所等の、支援とケアの あり方について	西日本こども研修 センターあかし	一時保 護所職 員
18	全国養護問題研究会 全国大会	子ども達の発達を保障し、人権を擁護 し福祉を向上させるための研究発表全 国大会	全国養護問題研究会	一時保 護所職 員

11 児童相談所と地域の関わり

(1) 世田谷区要保護児童支援協議会の取組み

①全区協議会

区全域に関する要保護児童等の支援の課題について検討するとともに、関係機関等の円滑な連携を確保するための環境整備並びに区民などへの普及啓発を行った。

なお、本会は区子ども・若者部が主催している。

【令和6年度実績】

1回（世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議と共同開催）

開催日	開催方法 (会場)	参加人数	内容
7月17日	対面開催 (会場) 北沢タウンホール	37名	【テーマ】 困難な問題を抱える女性への支援について 1 報告会 (1) 東京都福祉局育成支援課より 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画について」 (2) 世田谷区より 「世田谷区の児童相談所について」 児童相談所 「困難な問題を抱える女性の現状と支援」 子ども家庭支援課 (3) 認定NPO法人ピッコラーレ 「妊娠葛藤相談窓口を通して見える現状と支援について」 2 情報交換

②地域協議会

地域における要保護児童等の支援の課題を検討するとともに、各地域の課題解決に向けて、関係機関等の連携・協力体制の確保を図った。なお、本会は各地域の子ども家庭支援センターが主催している。

【令和6年度実績】

計5回

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
開催方法	対面開催	対面開催	対面開催	対面開催	対面開催
参加人数	120人	99人	126人	83人	111人
内容	・子ども家庭支援課、健康づくり課及び児童相談所による事業報告 ・講義「虐待対応と地域の連携について」 ・グループワークによる事例検討 など ※開催地域によって内容の差異あり				

③進行会議（合同会議と同時開催）

各地域で毎月ケースの進行管理を実施。子ども家庭支援センター、児童相談所、児童相談支援課が参加している。

【令和6年度実績】

計60回

【地域別開催回数】

（単位：回）

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	12	12	12	12	12

（２）各関係機関との連携状況

①教育委員会・学校との連携

ア 子ども本人への普及啓発にかかる取組み

要保護児童支援協議会における児童相談所及び児童虐待通告ダイヤルの周知のほか、特に子ども本人を対象とし、児童相談所の存在や、虐待を受けた時の連絡先について、分かりやすいチラシ等を直接配付するなど、区立小学校、中学校と連携して普及啓発に取り組んでいる。

【令和6年度実績】

児童虐待通告ダイヤル・せたがや子どもテレフォン・LINE等相談先案内チラシの配付

配付先：区内全ての公立小中学校

イ 学校からの通告対応・情報共有・個別ケース対応

学校から通告があった際は、学校での面接の場の提供や保護者対応など、それぞれの役割分担に基づき連携して対応してきているほか、必要に応じて要保護児童支援協議会の個別ケース検討会議に学校にも出席してもらい、子どもの地域での見守り体制等について情報共有を図ってきている。

ウ 教育支援チームとの情報共有による連携強化

令和4年度より教育委員会内に設置されている「教育支援チーム」の定例会に参加し、それぞれの立場からの意見交換を行うとともに、教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して、幼稚園長・小中学校長の合同研修会を実施し、学校と関係機関が各々の役割を理解し、連携協力できるよう努めている。

エ 一時保護所学習指導専門員の配置

令和6年度より一時保護所に学習指導専門員を配置し、原籍校と直接連携しながら、子どもの個別指導計画など学習状況に応じた支援に取り組んでいる。また、一時保護所における学習用タブレット端末の導入検討や原籍校への登下校支援など、一時保護児童の学習権の保障の充実を図っている。

②警察との連携

児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携して情報を共有し、早期発見、早期対処していくことが必要であることから、児童の安全確保を目的に世田谷区と警視庁生活安全部人身安全対策課は、「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」を締結し、両者が保有する児童虐待事案の情報共有や意見交換会の実施など、必要な連携を図っている。

【協定書の主な内容】

- ・児童虐待事案にかかる情報共有
(身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、家庭復帰事案、転居事案など)
- ・意見交換会の実施(代表者意見交換会、実務者意見交換会)
- ・要保護児童対策地域協議会における連携の促進
- ・普及啓発活動の推進 など

【令和6年度実績】

- ・児童虐待事案にかかる情報共有
ア 世田谷区から警察への情報共有

(単位：件)

	内容	4年度	5年度	6年度
月例提供	身体的虐待、ネグレクト、性的虐待	37	47	56
	児童相談所長が必要と認めた事案	0	0	0
	家庭復帰した事案	61	68	73
随時提供	危険性が高い虐待情報	-	-	24
	48時間以内の安全確認不可	0	0	0
	転居に伴うケース移管	12	20	19
合計		110	135	172

- イ 警察から世田谷区への情報共有

(単位：件)

	内容	4年度	5年度	6年度
月例提供	児童虐待の疑いがあるとして調査したが通告に至らなかった事案	323	348	250

- ・意見交換会

代表者意見交換会 令和6年11月14日

世田谷区が、警視庁と東京都が開催する「警視庁と児童相談所との連絡会議」に参画することにより、相互の意思疎通と理解を図っている。

実務者意見交換会 令和6年6月17日、令和7年2月19日
世田谷区と世田谷区内各警察署との意見交換会を開催し、相互の意思疎通と理解を図っている。

その他（警視庁と特別区児童相談所の実務者連絡会） 令和7年2月28日
警視庁と児童相談所を開設している特別区が意見交換会を開催し、相互の意思疎通と理解を図っている。

③「せたホッと」との連携

世田谷区に在住・在学・在勤の子どもの権利を守り、救済する機関である「せたホッと」では、子どもから様々な相談を受け付けている。その中でも児童虐待と疑われる相談案件が「せたホッと」に入った場合は、児童相談所へ通告または、情報提供をしてもらい、解決に向けて連携した対応を行っている。

【令和6年度実績】

延べ211回

④関係機関が主催する研修講師派遣を通じた連携

区内の児童館や小中学校、地域の関係団体、子育て支援機関等が主催する各研修会に児童相談所職員が講師として赴き、児童相談所の開設や、新しい区の児童虐待対応等について説明を行っている。

【令和6年度実績】

12件

12 ICTを活用した児童虐待対応業務の効率化

(1) タブレット端末の導入

児童相談所及び子ども家庭支援センターが行う児童虐待対応業務等について、業務の一部ICT化を通じた職員の業務負担軽減に向けた取組みを令和6年度より開始した。

(2) 取組み内容

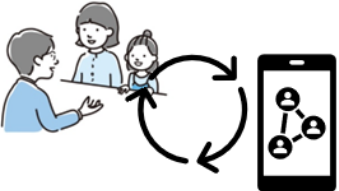
①記録作成業務の効率化

タブレット端末からアプリケーションを使用して、訪問等外出先での面接時や移動中に記録作成業務を行うことができるようにするとともに、端末に内蔵されている音声及び画像のテキスト化機能を活用することで支援記録の入力に係る負担軽減を図る。

②チャット機能による情報共有の円滑化

アプリケーションのチャット機能を活用することにより、所内にいる係長等と支援記録の確認や写真・関連情報等の共有、必要な報告・相談や指示・助言といった双方向のやりとりがリアルタイムにできることにより、より迅速かつ的確な対応が実現する。

【導入効果】

従来	 - 外出時の記録はメモや記憶を頼りに所内へ戻った後、パソコンから入力作業を行う。 - 面接相手に対して、口頭での情報提供が主になる。	 外出先の職員と所内職員とのやり取りは電話に限られており、離席時等情報共有が円滑に行われない場合もある。
導入後	 - その場で記録作成できることで、記録作成作業時間の縮減、業務時間の有効活用を図る。 - 端末中に関連情報を取り込み、相手に対して情報の見える化が可能となる。	 - 写真撮影機能、チャット機能を活用し、より迅速かつ確実な情報共有を図る。 - 適切な一時保護等子どもの安心・安全確保を図る。

13 世田谷区社会的養育推進計画の中間見直し

(1) 中間見直しの背景

令和2年度に策定した「世田谷区社会的養育推進計画(令和3年度～令和11年度)」について、計画策定当初より、計画中間年にあたる令和6年度に中間見直しを行うとしていたことから、計画策定以降の社会情勢の変化や改正児童福祉法の内容に対応し、これまでの取組み状況の評価検証も踏まえた、計画の中間見直しを行った。

見直しにあたっては、令和6年2月に、世田谷区児童福祉審議会に諮問し、審議会に臨時部会(世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)に関する検討部会)を設置し審議を進め、子ども・若者へのアンケート及びヒアリング、区民意見募集等を行い、令和6年12月に審議会からの答申を受け、令和7年3月に、「世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)(令和7年度～令和11年度)」を新たに策定した。

(2) 中間見直しにおける主な変更点

- ①「世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(令和7年～令和16年)」との整合性を図り、権利の主体である「子ども」を中心に据えた「理念・目指す姿」に改めた。
- ②代替養育を必要とする児童数の推計値について、これまでの実績値と令和2年度策定時点の推計値(東京都の実績をもとに推計)に大きな乖離が生じていることから、世田谷区児童相談所開設以降の措置児童数等の実績及び「世田谷区将来人口推計(令和5年7月)」を踏まえ、再推計を行った。
- ③里親等委託率及び里親等登録数の目標値について、代替養育が必要な児童数の再推計値及びこれまでの実績等を踏まえ、目標値を改めた。

【里親等委託率 見直し後の目標値】

区分	11年度 (今回目標数)
3歳未満	75.0%
3歳以上就学前	75.0%
学童期以降	35.1%
合計	41.1%

- ④令和4年改正児童福祉法で新たに創設された事業(意見表明等支援事業、社会的養護自立支援拠点事業等)を盛り込んだ。
- ⑤令和4年改正児童福祉法の趣旨(子育てに困難を抱えている世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行う)を鑑み、虐待に至る前の予防的支援を盛り込んだ。

第3 統計資料

1 相談の受理状況

(1) 男女別・経路別受理件数

	令和2 年度合計	令和3 年度合計	令和4 年度合計	令和5 年度合計	令和6 年度合計	特別区・ 中核市・ 指定都市・ 都道府県					市町村				児童福祉施設・指定発達 支援医療機関			児童家庭 支援センタ―		認定こども 園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告仲介）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	再掲			
						児童相談所	福祉事務所	保健センタ―	子ども家庭支援 センタ―	その他	福祉事務所	児童委員	保健センタ―	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援 医療機関						保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
計	2132	2233	2356	2425	2583	135	2	0	58	31	0	0	0	0	13	5	0	0	0	1078	5	0	38	3	105	0	0	1	518	428	23	140	0	0	0	47	
男	1175	1214	1357	1363	1412	68	1	0	29	14	0	0	0	0	9	2	0	0	0	595	2	0	21	2	54	0	0	1	310	220	11	73	0	0	0	24	
女	957	1019	999	1062	1171	67	1	0	29	17	0	0	0	0	4	3	0	0	0	483	3	0	17	1	51	0	0	0	208	208	12	67	0	0	0	23	

(2) 年齢別・相談内容別受理件数

区分	令和2 年度合計	令和3 年度合計	令和4 年度合計	令和5 年度合計	令和6 年度合計	養護 相談		保健 相談	障害相談										非行 相談		育成相談					ことばの 遅れ相談	その他の 相談		いじめ 相談（再掲）	児童買 春等被害 相談（再掲）	区分		
						被害 虐待相談	その他の 相談		肢体不 自在	視聴覚障 害相談		言語発 達障害 相談	障害心 身		知的障 害	発達 障害 相談	ぐ犯行 為等 相談	触法行 為等 相談	不登校 相談	性格行 動相談	育児・し つけ 相談	適性 相談			知的遅 れ		養育 態度等	期間延 長 措置 変更				その他	
										入所希 望	在宅指 導		視力	聴力								入所希 望	在宅指 導	入所希 望									在宅指 導
合計	2132	2233	2356	2425	2583	1696	289	0	2	0	0	0	0	6	0	7	282	0	12	71	3	15	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	合計
男	1175	1214	1357	1363	1412	881	169	0	1	0	0	0	0	3	0	3	193	0	5	53	1	13	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	男
女	957	1019	999	1062	1171	815	120	0	1	0	0	0	0	3	0	4	89	0	7	18	2	2	0	0	0	0	0	0	0	110	0	0	女
0歳	104	93	121	103	115	90	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0歳
1	105	121	127	113	127	99	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	1
2	102	127	123	129	101	71	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	2
3	132	157	147	136	110	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	3
4	111	108	139	148	124	76	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	4
5	99	113	110	135	117	84	2	0	1	0	0	0	0	1	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	5
6	127	139	146	125	173	123	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	6
7	146	127	135	175	168	135	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	7
8	105	134	143	136	171	127	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	8
9	133	142	166	144	184	127	17	0	0	0	0	0	0	2	0	0	14	0	1	9	0	4	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	9
10	120	159	121	164	169	116	13	0	1	0	0	0	0	2	0	0	10	0	1	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	10
11	131	118	152	142	177	121	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	11
12	136	164	136	200	178	100	23	0	0	0	0	0	0	1	0	0	30	0	0	13	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	12
13	137	151	164	160	202	98	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	4	14	1	3	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	13
14	122	122	141	137	146	83	38	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	14
15	105	100	118	106	136	86	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	15
16	69	67	88	95	97	48	33	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	16
17	57	48	55	56	64	37	19	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	17
18歳以上	5	4	0	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	18歳以上
不明	86	39	24	15	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	不明

※太枠内の詳細は次ページ参照

(3) 相談内容別受理件数

区分	養護相談														非行相談										不登校相談			性格行動・育児しつけ相談										区分
	合計	孤児	迷子	被虐待児	計	養育困難								その他	合計	盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他	合計	怠学	登校（園）拒否	その他	合計	夜遺尿	夜遺尿以外の習癖	わがまま	落着なし	臆病	孤立	その他		
						家出	死亡	離婚	傷病	出産	就労	拘置・拘留	家族環境																								その他	
計	1985	0	0	1696	282	2	2	0	14	0	0	0	252	12	7	83	46	15	0	3	0	5	5	1	8	3	0	3	0	15	0	0	1	0	0	0	14	計
0歳	108	0	0	90	14	0	0	0	5	0	0	0	9	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	103	0	0	99	3	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
2	75	0	0	71	4	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
3	73	0	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
4	78	0	0	76	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
5	86	0	0	84	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
6	127	0	0	123	4	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	6		
7	140	0	0	135	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	2	7		
8	132	0	0	127	5	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	6	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8		
9	144	0	0	127	16	0	0	0	0	0	0	0	16	0	1	10	7	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	9		
10	129	0	0	116	13	0	0	0	1	0	0	0	12	0	0	11	9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	10		
11	143	0	0	121	22	0	1	0	0	0	0	0	20	1	0	13	8	2	0	0	0	0	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11		
12	123	0	0	100	23	0	0	0	0	0	0	0	22	1	0	13	5	2	0	0	0	3	1	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0	1	12			
13	148	0	0	98	50	0	0	0	0	0	0	0	48	2	0	18	10	4	0	0	0	0	1	0	3	1	0	1	0	3	0	0	0	0	3	13		
14	121	0	0	83	38	0	0	0	1	0	0	0	35	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14		
15	116	0	0	86	30	1	0	0	0	0	0	0	28	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15			
16	81	0	0	48	33	0	0	0	2	0	0	0	28	3	0	5	0	0	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16		
17	56	0	0	37	19	1	0	0	0	0	0	0	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	17			
18歳以上	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18歳以上			
不明	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不明			

(4) 虐待受理経路別・地域別受理件数

		2年度	3年度	4年度	5年度						6年度						増減
						世田谷	北沢	玉川	砧	烏山		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
都道府県・指定都市・中核市・特別区	児童相談所	75	76	89	79	20	4	25	17	13	108	28	19	29	12	20	29
	福祉事務所	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1
	保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子ども家庭支援センター	55	32	60	40	5	4	9	19	3	45	11	2	4	26	2	5
	その他	20	17	22	27	10	1	7	3	6	27	7	3	10	4	3	0
市町村	福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	4	10	19	19	5	4	5	2	3	13	2	3	4	3	1	△ 6
	児童福祉施設	0	5	0	1	0	0	0	1	0	4	1	0	2	1	0	3
	指定発達支援医療機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園		0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察等		493	572	695	796	257	101	166	184	88	791	178	91	264	164	94	△ 5
家庭裁判所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健所及び医療機関	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療機関	23	26	24	19	10	4	1	4	0	29	13	4	3	7	2	10
学校等	幼稚園	1	2	0	4	0	0	2	0	2	3	0	0	0	3	0	△ 1
	学校	81	85	98	100	13	5	54	14	14	102	27	6	38	16	15	2
	教育委員会等	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童委員（通告仲介）		0	9	0	2	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	△ 1
家族・親戚		147	133	159	168	46	27	46	23	26	164	62	22	42	32	6	△ 4
近隣・知人		467	478	418	246	47	44	57	64	34	264	45	50	54	87	28	18
児童本人		23	21	21	13	2	3	5	2	1	20	5	1	6	6	2	7
その他		162	112	131	114	27	25	27	21	14	125	40	6	38	26	15	11
再掲	措置変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	期間延長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電話相談	15	16	32	29	6	1	10	6	6	40	13	9	6	6	6	11
合計		1,553	1,581	1,738	1,629	443	222	406	354	204	1,696	420	207	494	387	188	67

(5) 虐待受理種類別・地域別受理件数

	2年度	3年度	4年度	5年度						6年度						増減
					世田谷	北沢	玉川	砧	烏山		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
身体的虐待	320	268	309	329	68	42	101	74	44	350	82	27	121	75	45	21
性的虐待	10	5	3	14	4	3	2	5	0	8	2	0	3	2	1	△ 6
心理的虐待	1,059	1,172	1,249	1,138	340	153	254	254	137	1,163	294	156	336	249	128	25
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	164	136	177	148	31	24	49	21	23	175	42	24	34	61	14	27
合計	1,553	1,581	1,738	1,629	443	222	406	354	204	1,696	420	207	494	387	188	67

2 相談対応状況

(1) 相談別対応件数

		対 応 件 数 (年 度 中)																			未 対 応 件 数 (年 度 末 現 在)		施 設 入 所 待 機 (再 掲)		令 和 5 年 度 合 計		施 設 入 所 待 機 (再 掲)		令 和 4 年 度 合 計		施 設 入 所 待 機 (再 掲)		令 和 3 年 度 合 計		施 設 入 所 待 機 (再 掲)		令 和 2 年 度 合 計		施 設 入 所 待 機 (再 掲)																																																																																																																																	
		面 接 指 導			児 童 福 祉 社 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 指 導 家 庭 ・ 指 導 セ ン タ ー 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知																					福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所

(2) 虐待相談の相談種別・経路別対応件数

	都道府県・指定都市・ 中核市・特別区					市町村				児童福祉施設・ 指定発達支援医療機関			児童 家庭支 援 セン ター	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	(児童 委員 通 告)	家族						親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	そ の 他	令 和 6 年 度 合 計	令 和 5 年 度 合 計	令 和 4 年 度 合 計	令 和 3 年 度 合 計	令 和 2 年 度 合 計
	児童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン ター	子 ど も 家 庭 支 援 セン ター	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン ター	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等			虐待者本人			虐待者以外											
																								父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他									
身 体 的 的 待	18	1	0	24	14	0	0	0	0	6	1	0	0	0	142	0	0	11	0	67	0	0	1	2	10	0	10	15	4	4	24	10	10	374	315	300	264	295
性 的 虐 待	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8	12	5	3	11		
心 理 的 的 待	69	0	0	6	15	0	0	0	0	1	0	0	0	0	652	0	0	9	0	39	0	0	0	0	29	0	28	30	6	8	181	9	104	1186	1157	1188	1153	997
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	18	0	0	25	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	30	0	0	7	4	14	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	37	0	23	168	164	157	159	128
計	107	1	0	55	30	0	0	0	0	9	2	0	0	0	825	0	0	29	4	121	0	0	1	2	39	0	40	48	10	14	243	19	137	1736	1648	1650	1579	1431

(3) 虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応件数

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	令和6年度 合計	令和5年度 合計	令和4年度 合計	令和3年度 合計	令和2年度 合計
身体的虐待	152	13	195	1	13	374	315	300	264	295
性的虐待	5	1	2	0	0	8	12	5	3	11
心理的虐待	559	33	569	1	24	1186	1157	1188	1153	997
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	29	2	131	0	6	168	164	157	159	128
計	745	49	897	2	43	1736	1648	1650	1579	1431

(4) 被虐待児童年齢・虐待種類別対応件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	暴力の目撃等 によるもの (再掲)	保護の怠慢・ 拒否 (ネグレクト)	棄児 (再掲)	置き去 り児童 (再掲)	登校・登 園の禁止 (再掲)	保護者以外の者による虐待			令和6年度 合計	令和5年度 合計	令和4年度 合計	令和3年度 合計	令和2年度 合計
									身体的虐待 (再掲)	性的虐待 (再掲)	心理的虐待 (再掲)					
0歳	3	0	63	55	13	0	0	0	0	0	0	79	74	91	80	81
1	7	0	80	58	6	0	1	0	0	0	0	93	90	104	105	98
2	1	0	57	49	12	0	6	0	0	0	0	70	101	95	90	73
3	5	0	60	37	11	0	5	0	0	0	0	76	93	114	111	100
4	7	1	60	38	9	0	2	0	1	0	0	77	94	103	81	82
5	16	0	68	44	10	0	3	0	0	0	0	94	117	90	91	87
6	21	0	81	56	9	0	2	0	0	0	0	111	82	117	111	92
7	26	2	90	47	12	0	2	0	1	0	0	130	118	93	93	115
8	26	4	77	55	8	0	2	0	0	0	0	115	99	118	103	67
9	39	0	70	47	10	0	4	0	0	0	0	119	93	124	114	95
10	33	0	83	45	6	0	2	0	0	0	0	122	130	102	112	91
11	29	1	84	52	10	0	1	0	0	0	0	124	85	101	93	90
12	36	0	58	27	11	0	2	0	0	0	0	105	116	92	101	86
13	36	0	70	39	11	0	1	0	0	0	0	117	112	77	89	78
14	23	0	57	27	10	0	1	0	0	2	0	90	80	66	74	76
15	37	0	49	26	12	0	2	0	0	1	0	98	69	78	58	51
16	15	0	44	22	5	0	0	0	0	0	0	64	51	52	39	31
17	11	0	34	25	3	0	0	0	0	0	0	48	36	33	32	38
18歳以上	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	8	0	2	0
計	374	8	1186	750	168	0	36	0	2	3	0	1736	1648	1650	1579	1431

**令和 6 年度
世田谷区児童相談所運営状況
(事業概要) 等報告**

令和 7 年 7 月発行
世田谷区児童相談所

〒156-0043
世田谷区松原 6-4-1-7
電 話 03-6379-0697
F A X 03-6379-0698
広報印刷物登録番号 2388

